

焼津市公共下水道事業経営戦略

令和3(2021)年度～令和12(令和2030)年度



焼津市公認マスコットキャラクター

「やいちゃん」

令和3(2021)年3月

焼津市環境部下水道課

目次

1. 経営戦略について.....	1
1.1. 経営戦略策定にあたって.....	1
1.2. 計画期間.....	1
1.3. 対象事業.....	2
1.4. 経営戦略の位置づけ.....	3
2. 焼津市公共下水道事業の概要.....	4
2.1. 焼津市の概要.....	4
2.2. 公共下水道事業の経緯.....	5
2.3. 計画諸元.....	6
2.4. 施設概要.....	8
2.5. 下水道使用料体系.....	10
2.6. その他の取組状況.....	11
3. 現状分析及び課題の抽出.....	12
3.1. 現状分析.....	12
(1) 人口の推移.....	13
(2) 水量の動向.....	14
(3) 投資及び整備状況.....	16
(4) 維持管理費.....	17
(5) 使用料収入.....	17
(6) 一般会計繰入金.....	18
(7) 執行体制.....	19
(8) 施設の老朽化.....	20
3.2. 経営指標による分析.....	22
4. 経営の基本方針.....	25
4.1. 基本理念.....	25
4.2. 基本方針.....	25
5. 将来の事業環境.....	29
5.1. 将来人口推計.....	29
5.2. 将来水量推計.....	29
6. 投資・財政計画.....	30
6.1. 使用料収入.....	30
6.2. 将来事業費.....	31
6.3. 建設財源.....	31
6.4. 企業債.....	32

6.5.	資金収支.....	32
6.6.	内部留保資金.....	33
6.7.	投資・財政計画.....	34
6.8.	経費回収率.....	39
6.9.	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	40
	【用語説明】	41
	【SDGsについて】	43

1. 経営戦略について

1.1. 経営戦略策定にあたって

公共下水道は、快適で衛生的な生活環境への改善、公共用水域の水質保全のため、欠くことのできない重要な都市基盤施設であるとともに、地球環境に配慮した循環型社会の形成に大きな役割を担っています。

焼津市の公共下水道事業もこの趣旨に則り、昭和40年から事業に着手し、整備を行ってきました。

しかし、近年の節水型・人口減少社会の進行とともに、今後、施設の大量更新の時期を迎えることから、公共下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした状況の中、将来にわたって安定的な経営を継続していくため、総務省から中長期的な経営計画である「経営戦略」の策定が求められています。

本市公共下水道事業は、全体計画において1,811ha、事業計画では702haの整備を計画しており、令和2年3月末現在、550haの整備が完了しています。今後の公共下水道事業は、更新・更生、維持管理の時代に入っていくこととなります。

また、近年では、持続可能な開発目標「SDGs」が、よりよい世界を目指す国際目標として注目されており、企業価値向上の取組として採用を開始する企業も増えてきております。本市公共下水道事業におきましても、SDGsを取り入れることで、基盤強化に努めていく考えです。

このような事業背景に鑑み、持続可能な事業経営を可能とすべく、経営戦略策定に向けて取り組んでまいりました。

1.2. 計画期間

計画期間は令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間とします。

計画期間：令和3年度～令和12年度

1.3. 対象事業

焼津市の汚水処理は、公共下水道、合併処理浄化槽及びコミュニティプラントにて行われています。各汚水処理の人数及び割合は、令和元年度末の焼津市行政人口 139,217 人のうち、公共下水道 26,790 人（19.25%）、合併処理浄化槽 64,877 人（46.60%）、コミュニティプラント 2,509 人（1.80%）であり、残りの 45,041 人（32.35%）は未接続（単独浄化槽・くみ取り）となっています。

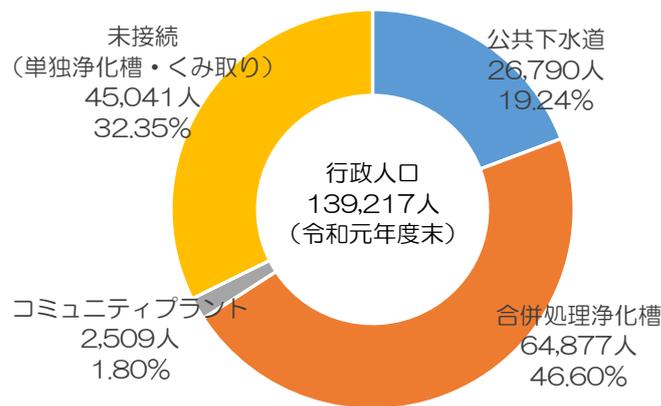


図 1-1 普及割合

表 1-1 普及割合

排除方式	人口(人)
公共下水道	26,790
合併処理浄化槽	64,877
コミュニティプラント	2,509
未接続 (単独浄化槽・くみ取り)	45,041

本計画は、上記、生活排水処理のうち、公共下水道事業を対象として、経営戦略を立案するものです。

対象事業：公共下水道事業

1.4. 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、今後の事業における中長期的な経営計画であり、持続可能な事業運営体制を構築するために策定するものです。また、市の上位計画「第6次焼津市総合計画」「暮らしやすく安全で安心なまちづくり」の実現における全体計画及び事業計画との整合を図り、SDGsを取り入れて策定します。なお、全体計画及び事業計画は静岡県の下水道計画である「静岡県大井川・瀬戸川流域別下水道整備総合計画」との整合を図るものです。

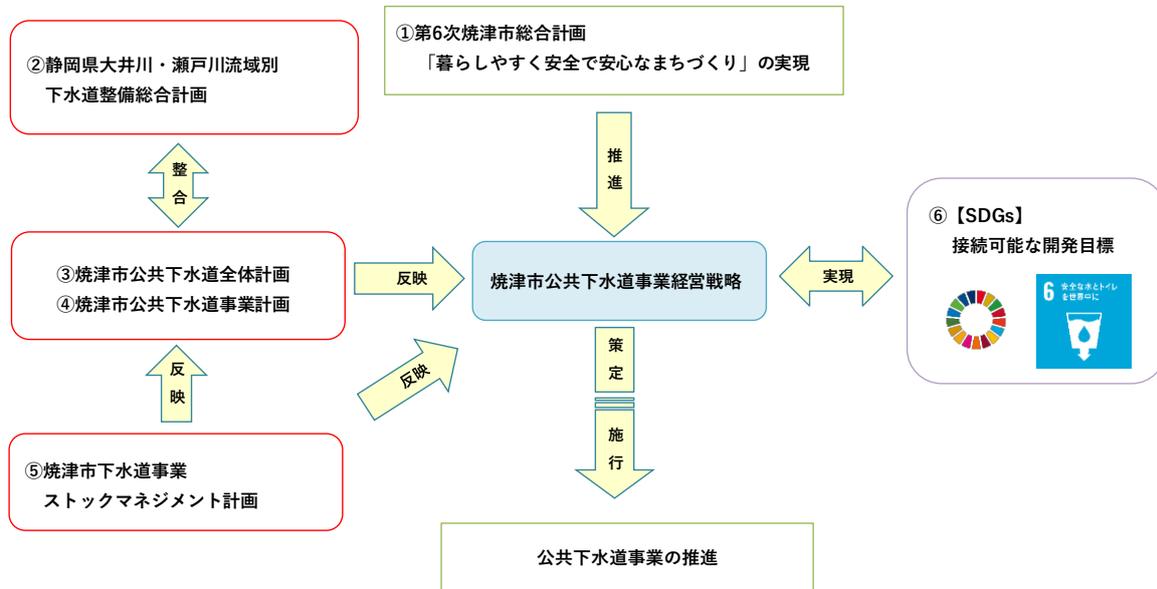


図 1-2 経営戦略の位置づけ

<計画概要>

① 第6次焼津市総合計画

…将来、焼津市が目指すまちとそれを具体化するための基本的な考えや方策をまとめた計画

② 静岡県大井川・瀬戸川流域別下水道整備総合計画

…静岡県大井川・瀬戸川流域における水質環境基準を達成するための基本計画

③ 焼津市公共下水道全体計画

…焼津市下水道事業において将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの（都市計画決定区域を含む）

④ 焼津市公共下水道事業計画

…全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画

⑤ 焼津市下水道事業ストックマネジメント計画

…下水道施設の今後の老朽化の進展状況を考慮し、維持管理及び改築事業の優先順位付けを行う計画

⑥ SDGs

…持続可能な開発目標であり、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

2. 焼津市公共下水道事業の概要

2.1. 焼津市の概要

焼津市は、東京と名古屋のほぼ中央、静岡県の中部に位置し、主要交通機関である東海道新幹線・東海道本線・東名高速道路・国道150号、市外ではありますが、新東名高速道路・国道1号等主要な道路・交通施設が集積しています。東は15.5kmの海岸線が駿河湾に面し、北は501mの高草山・花沢山を境に静岡市に、西は平坦な耕地が藤枝市に接しています。駿河湾の影響を大きく受けているため気候は極めて温暖で、市域の大半は志太平野が広がり、行政面積70.31km²を有しており、令和2年3月末現在、人口は139,217人となっています。

昭和26年に市制を施行し、その後近隣町村を合併・編入、そして平成20年11月1日に大井川町と合併し、現在の市域が形成されました。本市は、日本屈指の漁港を有する「漁業のまち」として漁業を中心に発展し、焼津漁港は全国有数の遠洋・沖合漁業の基地として知られています。



出典：©Shogakukan 作図／小学館クリエイティブ

図 2-1 焼津市の位置

2.2. 公共下水道事業の経緯

焼津市公共下水道事業は、昭和40年に基本構想を立て、昭和43年に基本計画（全体計画）を立案、昭和44年に事業計画が承認されました。その後、令和元年度までに13回の事業計画の変更を経て下水道事業を継続しているところです。

汚水事業については、昭和45年より汐入下水処理場、新屋ポンプ場の建設工事に着手し、昭和55年より処理区能力約5,667 t/日、処理区域面積35ha、処理人口4,000人を対象とし供用開始しました。現在、事業計画6池のうち4池まで工事が完了しています。

計画区域面積については、当初計画の126ha以降、計画区域面積を拡大し、第10回事業計画変更時に702haに変更しました。現在（令和元年度末時点）、平成30年度に変更した第13回変更事業計画の計画区域面積702haのうち、整備済面積は550haまで進めています。

表 2-1 主な事業計画策定の経緯

	計画策定 年月	計画処理 面積 (ha)	行政人口 (人)	計画処理 人口 (人)	計画処理水量			日最大計画下水量			計画処理 能力
					日 平均	日 最大	時間最大	家庭汚水量	工場排水量	地下水量	日 最大
					(m ³ /日)						
当 初	昭和44年度	126.3	96,094	16,080	46,200	59,400	86,400	48,510	10,890	左記に含む	59,400
第1回変更	昭和46年度	(雨水429.4)	110,370	52,998	47,250	60,666	76,035	33,919	26,747	左記に含む	47,250
第2回変更	昭和48年度	(雨水429.4)	110,370	52,998	44,439	60,666	128,108	33,919	26,747	左記に含む	60,666
第3回変更	昭和55年度	432.0	127,900	38,840	36,050	42,840	68,210	27,190	11,770	3,880	45,300
第4回変更	昭和58年度	432.0	127,900	38,840	36,050	42,840	68,210	27,190	11,770	3,880	45,300
第5回変更	昭和61年度	432.0	135,000	37,000	24,089	29,454	44,478	21,460	4,294	3,700	34,000
第6回変更	平成4年度	432.0	135,100	37,000	24,089	29,454	44,478	21,460	4,294	3,700	34,000
第7回変更	平成7年度	647.5	135,100	51,260	32,256	39,176	59,387	27,680	6,370	5,126	39,700
第8回変更	平成11年度	657.5	135,100	47,290	32,780	39,400	61,550	26,480	8,900	4,020	39,700
第9回変更	平成16年度	696.3	135,100	46,480	31,110	37,850	58,280	26,490	7,410	3,950	39,700
第10回変更	平成18年度	702.3	135,100	46,700	31,230	38,010	58,500	26,620	7,410	3,980	39,700
第11回変更	平成21年度	702.3	110,000	43,700	24,300	29,800	45,400	21,850	4,660	3,278	39,700
第12回変更	平成26年度	702.3	114,000	41,500	23,700	28,900	44,200	20,750	4,990	3,113	30,000
第13回変更	平成30年度	702.3	111,000	40,200	23,300	28,300	43,600	20,100	5,230	3,015	30,000

2.3. 計画諸元

焼津市公共下水道事業の各種計画は以下に示すとおりです。焼津市公共下水道事業の上位計画にあたる「静岡県大井川・瀬戸川流域総合計画（以下、流総計画という）」が令和元年度に見直しが行われました。流総計画との整合を図るため、現在全体計画と事業計画の見直しを検討しています。

- ・全体計画（平成26年度策定）
- ・事業計画（平成30年度策定）
- ・静岡県大井川・瀬戸川流域総合計画（令和元年度策定）

また、次項に事業計画区域図を示しています。

表 2-2 各種計画の整理

項目			大井川・瀬戸川 流総計画	全体計画 (見直し検討中)	事業計画 (見直し検討中)	
共通	策定年数		令和元年度	平成26年度	平成30年度	
	目標年次		令和25年度	令和5年度	令和4年度	
	工事完成予定		-	-	令和5年3月31日	
	排除方式		分流式	分流式	分流式	
	処理区域名称					
	下水道計画区域面積(ha)		1,811	1,811	702	
	行政人口(人)		137,500	110,000	111,000	
下水道計画人口(人)		84,400	84,400	40,200		
汚水計画	家庭汚水量 原単位 (ℓ/人・日)	日平均	335	375	375	
		日最大	445	500	500	
		時間最大	670	750	750	
		地下水	65	75	75	
	計画 汚水量 (m ³ /日)	日平均	家庭	28,274	31,650	15,075
			地下水	5,486	6,330	3,015
			工場	2,214	19,170	5,230
			その他	300		
			計	36,274	57,150	23,320
					57,200	23,300
		日最大	家庭	37,558	42,200	20,100
			地下水	5,486	6,330	3,015
			工場	2,214	19,170	5,230
			その他	400		
			計	45,658	67,700	28,345
					67,700	28,300
	時間最大	家庭	56,548	63,300	30,150	
		地下水	5,486	6,330	3,015	
		工場	4,428	38,340	10,460	
		その他	600			
計		67,062	107,970	43,625		
			108,000	43,600		
計画流入水質 (mg/ℓ)		BOD	201	204	190	
		SS		170	155	
計画放流水質 (mg/ℓ)		BOD	15	15	15	
		SS		30	30	
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法		
処理能力(m ³ /日)		40,613	67,700	30,000		
雨水計画	最大計画雨水料算定式		-	合理式	合理式	
	確率年・ 降雨強度公式		-	7年確率 I=189.9/t ^{0.3} -0.5149	7年確率 I=189.9/t ^{0.3} -0.5149	
	流出係数		-	0.4~0.7	0.4~0.7	

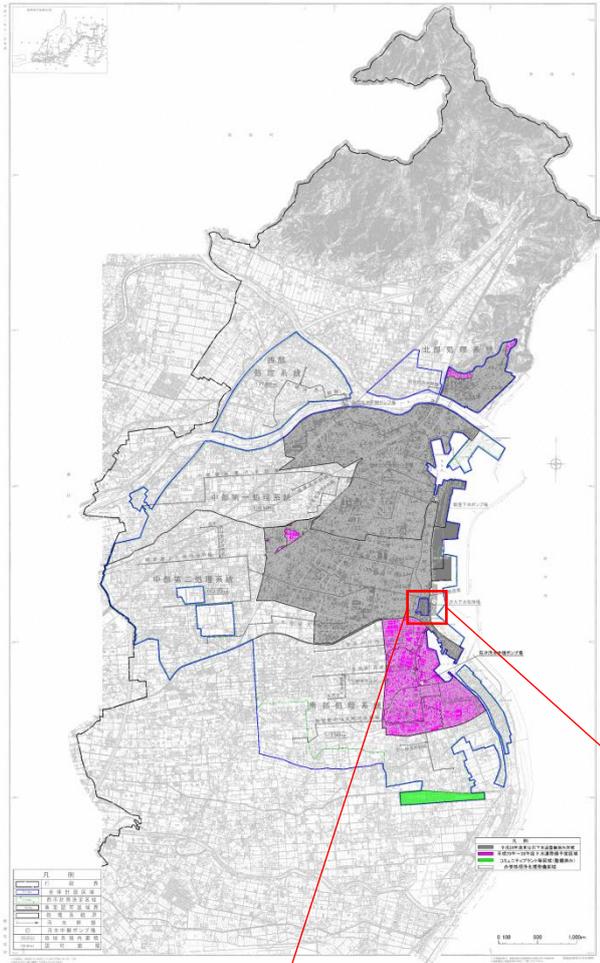


图 2-2 污水处理計画区域图

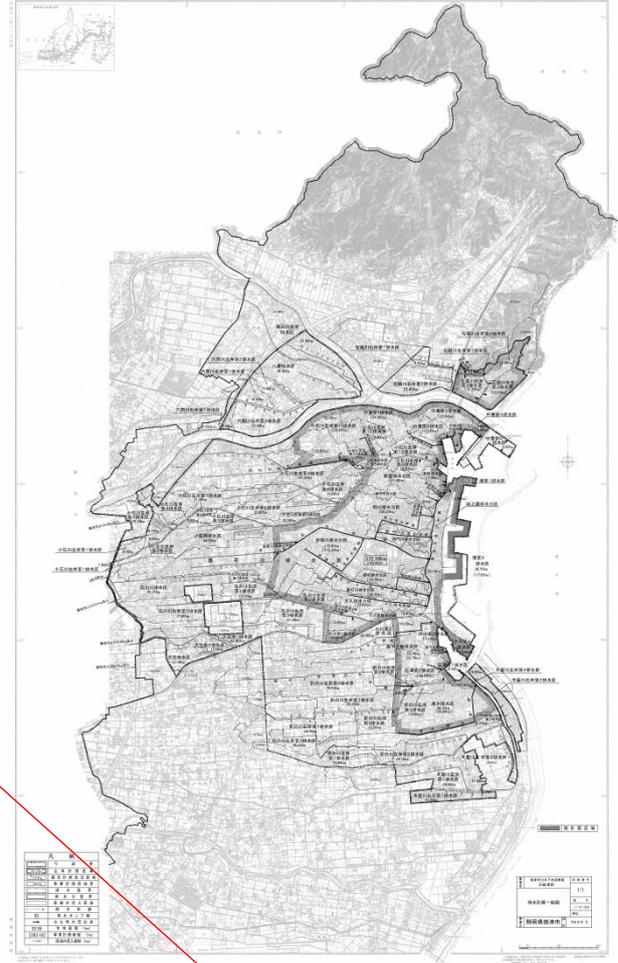


图 2-3 雨水处理計画区域图

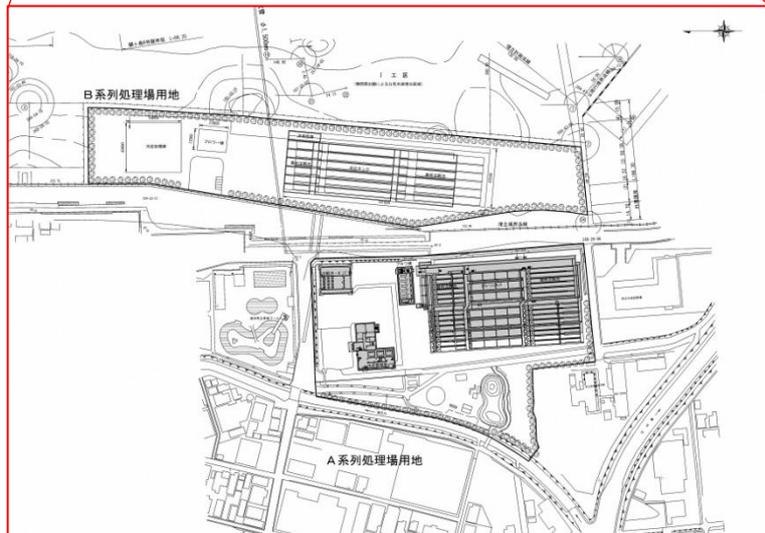


图 2-4 污水处理計画区域图

2.4. 施設概要

(1) 処理場施設

下水処理は汐入下水処理場 1 か所で行っています。汐入下水処理場は、昭和 55 年に水処理 1 池にて供用開始し、昭和 57 年度には 2 池目を増設し、現在は 4 池（能力 20,000m³/日）が稼働中です（躯体は 5 池建設）。

表 2-3 処理場施設概要

項目	施設
処理場名	汐入下水処理場
供用開始年度	昭和 55 年 7 月 15 日
位置	焼津市小川 3808
敷地面積	2.83ha
計画流入水質	BOD 203mg/l SS 195mg/l
計画放流水質	BOD 2.1mg/l SS 4mg/l
水処理方式	標準活性汚泥法
汚泥処理方式	濃縮－脱水
計画処理水量	20,000m ³ /日（4 池）

(2) 汚水ポンプ場

中継ポンプ場として、新屋中継ポンプ場の 1 か所を設置しています。

表 2-4 汚水ポンプ場施設概要

項目	施設	
汚水ポンプ場名	新屋中継ポンプ場	
供用開始年度	昭和 56 年 6 月 15 日	
位置	焼津市大字新屋字新川	
敷地面積	0.27ha	
処理能力	揚水量	20m ³ /分
	ポンプ	φ200×4.2m ³ /分×3 台 φ250×8.3m ³ /分×2 (1) 台

(3) 管路施設

管路施設は、令和元年度までに整備面積 550.38ha、総延長は 171.32km が完了しており、整備率は 78.4% となっています。

しかしながら、事業を開始して 40 年余り経過して普及率が 21.6% (令和元年度末) と低率になっていることは、密集市街地に加え道路幅員が狭小で仮設費、補償費がかさみ、管渠工事の施工費が他都市に比べて割高になり、建設費が膨大なものになっていることに起因していると考えられます。

雨水事業は、市街地における浸水を防除するため、事業計画区域内は公共下水道(雨水)として、総合治水計画により河川改修とともに整備を図っています。

浸水対策事業として、堀川雨水幹線を昭和 46 年から着手し、以降順次雨水幹線の整備を行い、令和元年度末までに雨水幹線の 20.16km が完了し、低地での浸水解消に効果が表れています。平成 24 年度からは市街地の治水対策として赤塚川雨水幹線の第 2 期整備に着手しています。

表 2-5 管路整備状況

項目	汚水	雨水
整備延長	171.32km	20.16km
整備面積	550.38ha	—

2.5. 下水道使用料体系

本市の下水道使用料体系は、基本的な使用料体系に加え、汚水の濃度によって料金を加算する水質使用料体系を採用しています。

また、下水道使用料は昭和 63 年、平成 5 年、平成 30 年 4 月 1 日に使用料の改定を行っています。

表 2-6 公共下水道使用料体系

(1 か月あたり・税抜き)

汚水の種類	基本使用料	従量使用料	
		汚水排除量 (単位：立方メートル)	使用料 1 立方メートルにつき
一般汚水	1,028 円	10 を超え 100 までの分	103 円
		100 を超え 1000 までの分	121 円
		1,000 を超える分	126 円
公衆浴場汚水	1,028 円	10 を超える分	52 円

表 2-7 公共下水道水質使用料体系

汚水の濃度		加算額 (1 立方メートルにつき)	
		生物化学的 酸素要求量	浮遊物質量
汚水 1 リットル中 の生物化学的 酸素要求量又 は浮遊物質量	200 ミリグラムを超え 300 ミリグラムまで	10 円	10 円
	300 ミリグラムを超え 600 ミリグラムまで	20 円	20 円
	600 ミリグラムを超え 1,000 ミリグラムまで	40 円	40 円
	1,000 ミリグラムを超え 2,000 ミリグラムまで	80 円	80 円
	2,000 ミリグラムを超えたときは、 1,000 ミリグラムまで増すごとに	80 円に 60 円ずつ加算	80 円に 60 円ずつ加算

2.6. その他の取組状況

(1) 地震対策

本市では、平成 19 年度に新屋下水ポンプ場の耐震補強工事に着手し、平成 20 年度に工事が完了しています。

汐入下水処理場については、平成 20 年度に耐震診断を行い、平成 24 年度から管理棟の耐震工事に着手しています。その後も、平成 30 年度には水処理棟の更新及び耐震工事に着手しており、処理場の地震対策工事を進めています。

表 2-8 焼津市下水道事業地震対策工事一覧

実施時期	内容
平成 19 年度	・新屋下水ポンプ場 耐震補強工事着手 ・汐入下水処理場 耐震診断着手
平成 24 年度	・汐入下水処理場 管理棟耐震補強工事着手
平成 30 年度	・汐入下水処理場 水処理棟建設更新工事及び耐震補強工事着手

(2) 地方公営企業法の適用

公営企業の取り巻く経営環境の悪化に伴い、総務省より経営基盤の強化のため地方公営企業法の適用が求められています。

焼津市公共下水道事業においては、平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法を適用しており、経営基盤の強化に取り組んでいます。

(3) 広域化・共同化

焼津市公共下水道事業では、静岡県中部ブロックにおいて平成 29 年度から広域化に係る研究会を実施していますが、具体的な施策の検討には至っていません。

(4) 包括的民間委託

処理場の維持管理業務の一部に包括的民間委託を導入しています。

3. 現状分析及び課題の抽出

3.1. 現状分析

本項では、焼津市公共下水道事業の経営状況を把握するため、過去10年間の実績を整理しました。

本市は、平成31年4月1日から地方公営企業法を適用しているため、平成30年度の財務に関する数値については特例的収支を含む数値で整理を行っています。なお、平成30年度決算額までは税込み表示ですが、令和元年度決算額は税抜き表示となっております。

現状分析では以下の項目について整理を行いました。なお、参考として近隣市である藤枝市、島田市との比較を行いました。

【分析項目】

- (1) 人口の推移
- (2) 水量の動向
- (3) 投資及び整備状況
- (4) 維持管理費
- (5) 財務状況
- (6) 執行体制
- (7) 施設の老朽化

(1) 人口の推移

本市の行政人口は、減少傾向にあり、令和元年度では約 13.9 万人となっています。

処理区域内人口は約 3 万人、人口普及率は約 22%となっています。

水洗化人口は、令和元年度に約 2.7 万人となり、減少していますが、処理区域内人口の減少に比べ水洗化人口の減少が少ないため、水洗化率は増加傾向にあります。

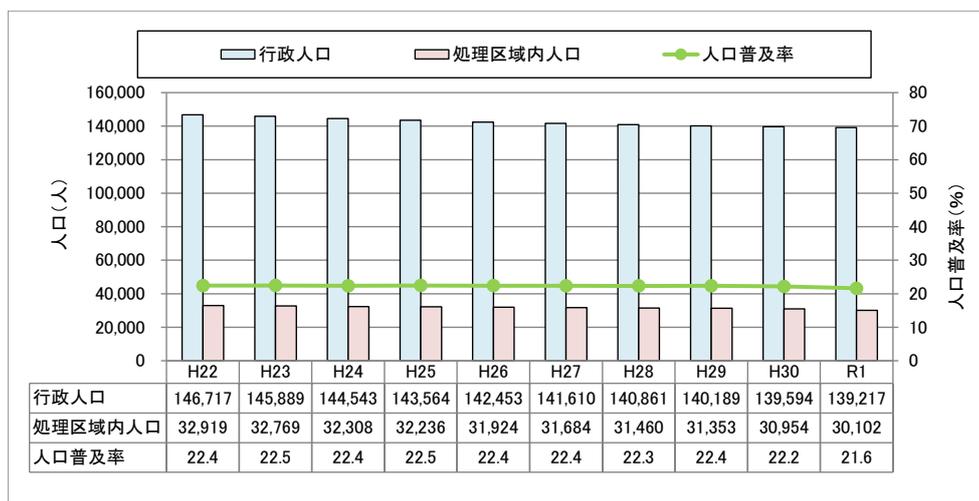


図 3-1 人口普及率の推移

$$\text{人口普及率} = \text{処理区域内人口} \div \text{行政人口}$$

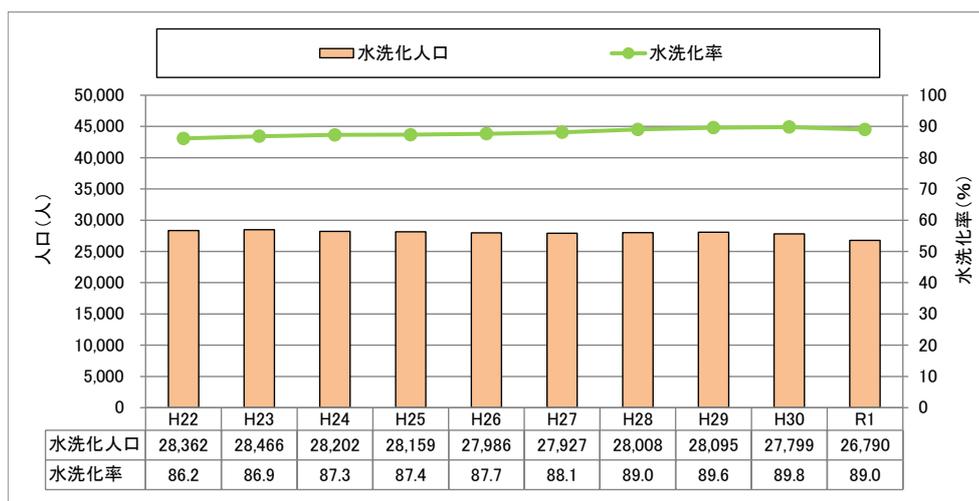


図 3-2 水洗化率の推移

$$\text{水洗化率} = \text{水洗化人口} \div \text{処理区域内人口}$$

(2) 水量の動向

(ア) 総処理水量及び有収水量

総処理水量は、節水型社会の推進や人口減少の影響により、減少傾向にあります（平成 27 年度は他年度に比べ増加しているが、これは大雨により増加したものです）。

有収水量も総処理水量と同様に減少傾向にあり、令和元年度では約 3,467 千 m³/年となっています。

有収率は、平成 27 年度を除き概ね横ばい傾向にあり、令和元年度では約 85%となっています。

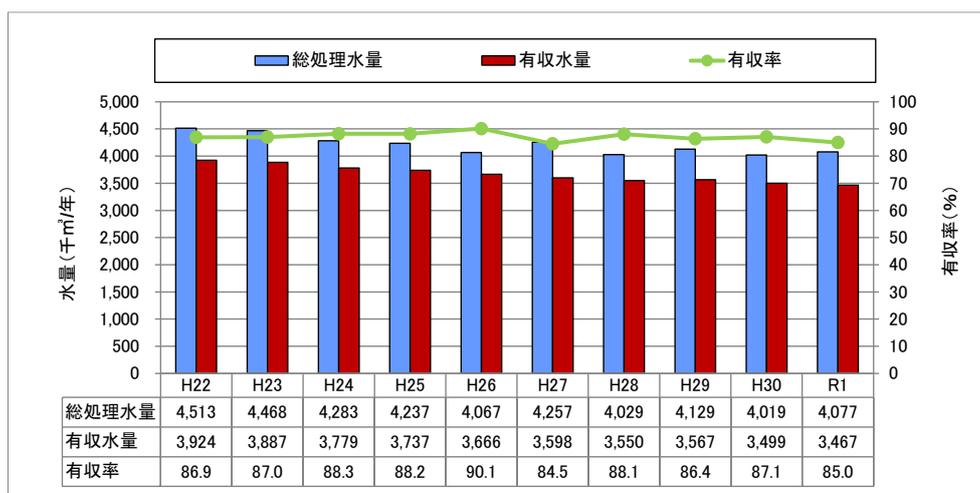


図 3-3 水量の推移

(イ) 処理場流入汚水量

平成 26 年度から平成 30 年度において、ひと月のうち最も水量の多い日最大流入汚水量（全日）と最大流入汚水量（晴天日）を示します。

毎年 6 月から 10 月の間で日最大流入汚水量（全日）が日最大流入汚水量（晴天日）を上回っている月が確認できます。平成 26 年度 10 月においては、日最大流入汚水量（全日）が日最大流入汚水量（晴天日）の約 3.7 倍流入しています。これは雨水が処理場へ不明水として流入していることが要因です。

また、同様の期間において、雨天時日最大流入水量が現有処理能力を超える月が発生しているため、水処理に影響が出ています。そのため、今後は不明水対策を進めていく必要があります。

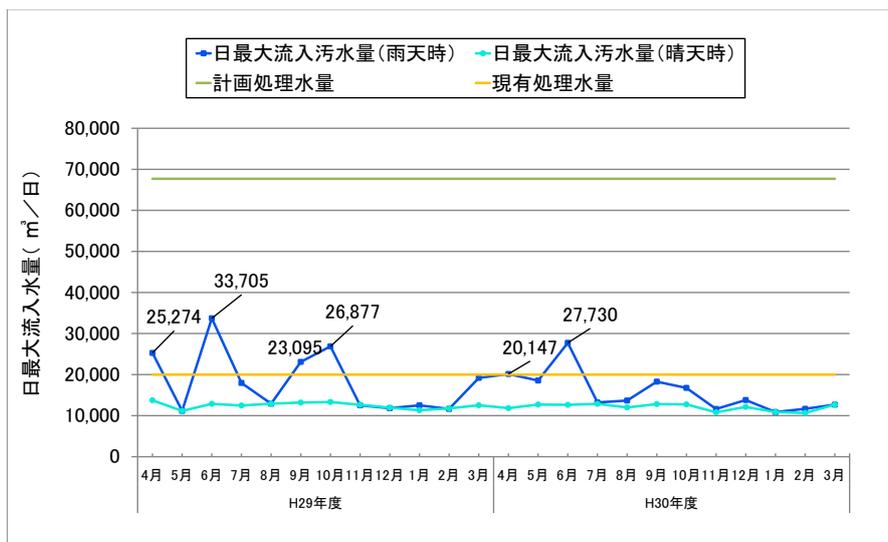
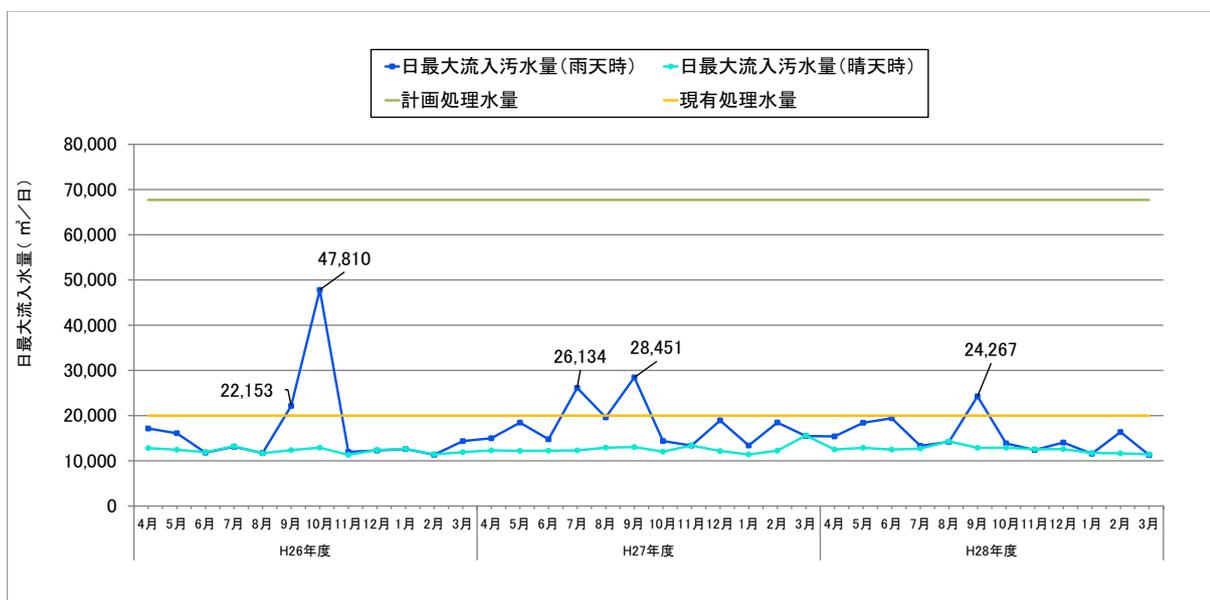


図 3-4 日最大流入水量と晴天時日最大流入水量

(3) 建設改良事業の実施状況

管渠費は減少傾向にあるが、近年では管渠費（污水）は減少しているが、管渠費（雨水）は増加しています。

処理場費は、改築・更新工事を実施したことにより、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて増加しています。

単年度整備面積は、近年では大規模な整備を行っていないため減少傾向となっています。整備延長についても同様の要因により減少傾向となっています。

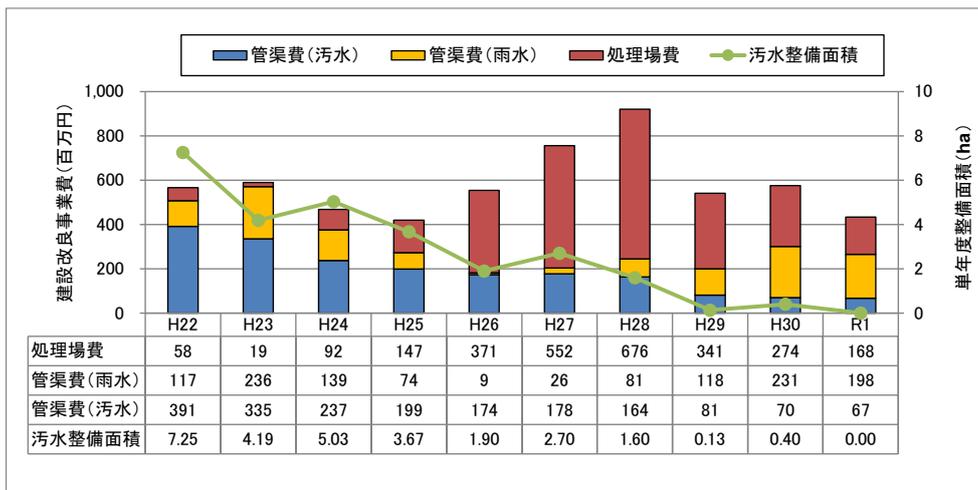


図 3-5 建設改良事業の実施状況

(4) 維持管理費

維持管理費は、約 3.7 億円から約 4.2 億円の間で推移しており、令和元年度では約 3.9 億円となっています。

令和元年度の管渠費（汚水）が他年度に比べ増加しています。これはストックマネジメント計画策定によるものです。

有収水量当りの単価は、平成 22 年度と比較し増加傾向にあり、令和元年度では約 113 円/m³ となっています。

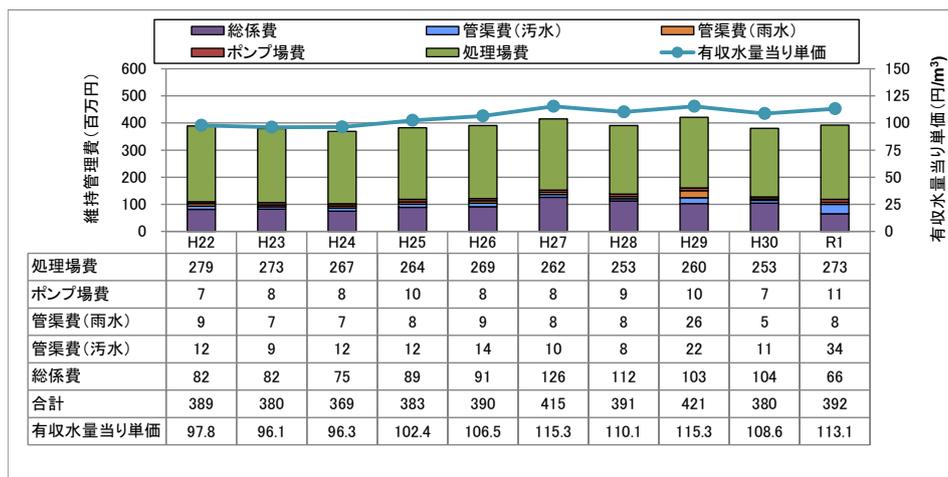


図 3-6 維持管理費

(5) 使用料収入

使用料収入は、減少傾向にありますが、平成 30 年度に使用料改定を行ったため、令和元年度では約 4.2 億円と増加しています。

使用料収入の対象となる汚水水量 1m³あたりの金額を示す使用料単価は、令和元年度では 122.07 円/m³（税抜き 112.34 円/m³）です。平成 30 年度における使用料単価は藤枝市、島田市と比較しても低い値となっています。

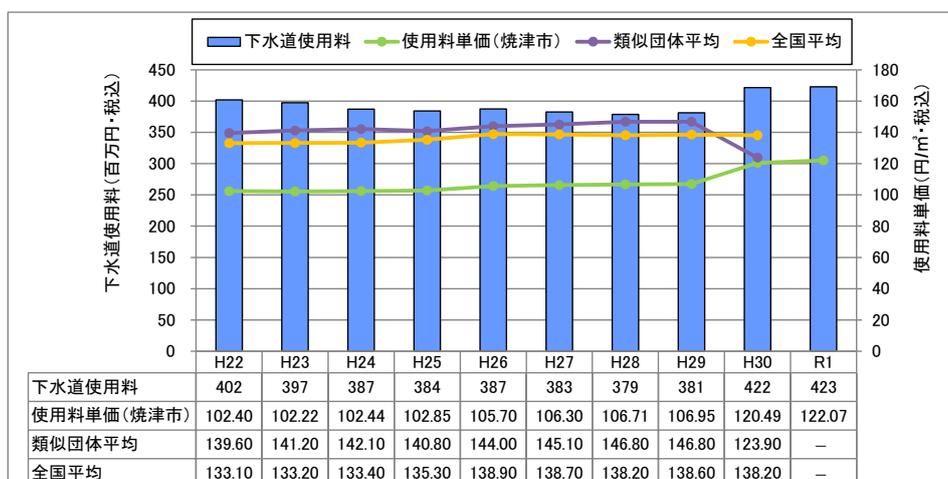


図 3-7 使用料収入

(6) 一般会計繰入金

(ア) 繰出基準に基づく繰入金の推移

一般会計との間の適正な経費負担区分が独立採算制を前提とする公営企業には求められております。一般会計からの繰入金は、「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、基準内・基準外の整理を行うこととしております。

令和元年度における基準外繰入金は資本費平準化債を活用したことにより発生しておりません。

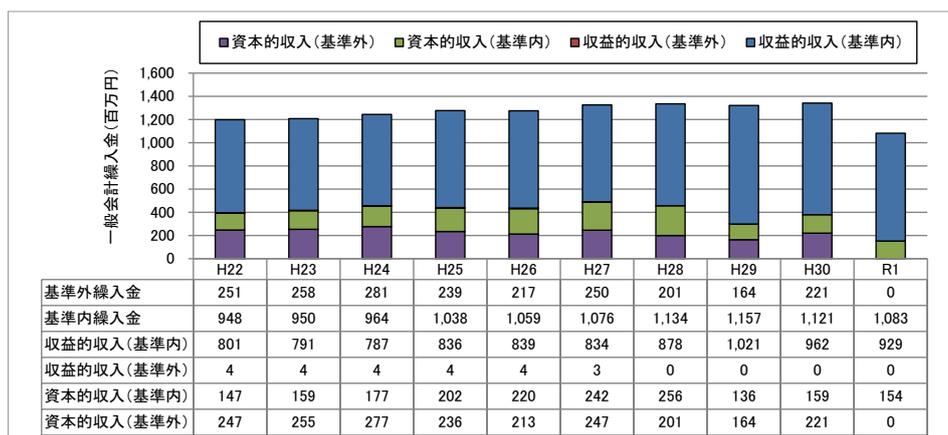


図 3-8 一般会計繰入金 (繰出基準)

(イ) 一般会計繰入金 (汚水・雨水)

収益的收入(雨水)は増加傾向にあり、令和元年度では約2.6億円となっています。資本的收入では令和元年度の資本的收入(汚水)が減少しています。

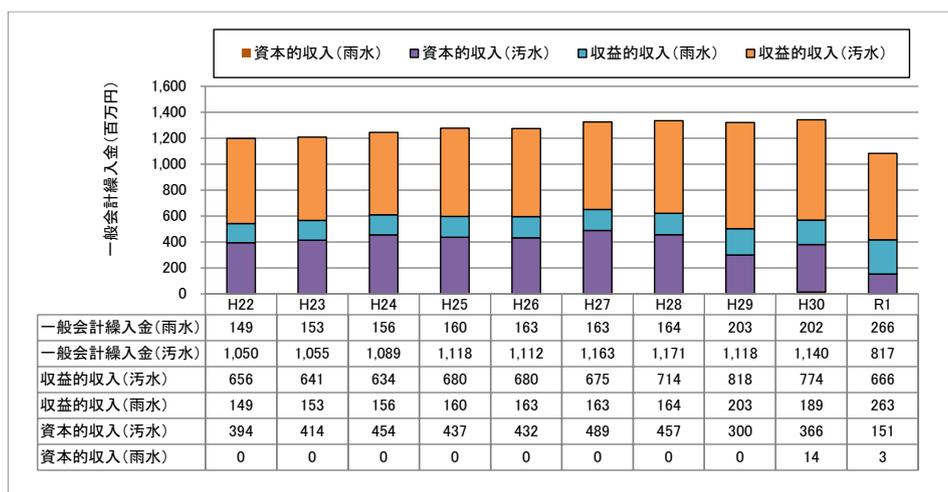


図 3-9 一般会計繰入金 (汚水・雨水)

(7) 執行体制

本項では本市の下水道事業の執行体制について整理します。

本市下水道課の職員は令和元年度では13人となっています。平成30年度に比べ職員数は減少していますが、これはコミュニティプラント担当職員を一般会計所属としたためです。

同様の要因で職員給与費は、平成30年度と比べ減少しており、令和元年度では約6,400万円、1人当たり職員給与費は約500万円となっています。

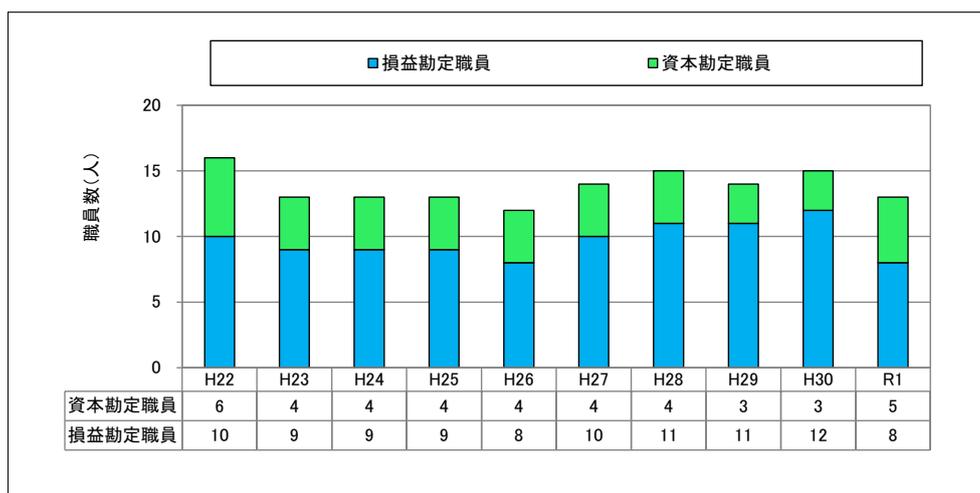


図 3-10 執行体制

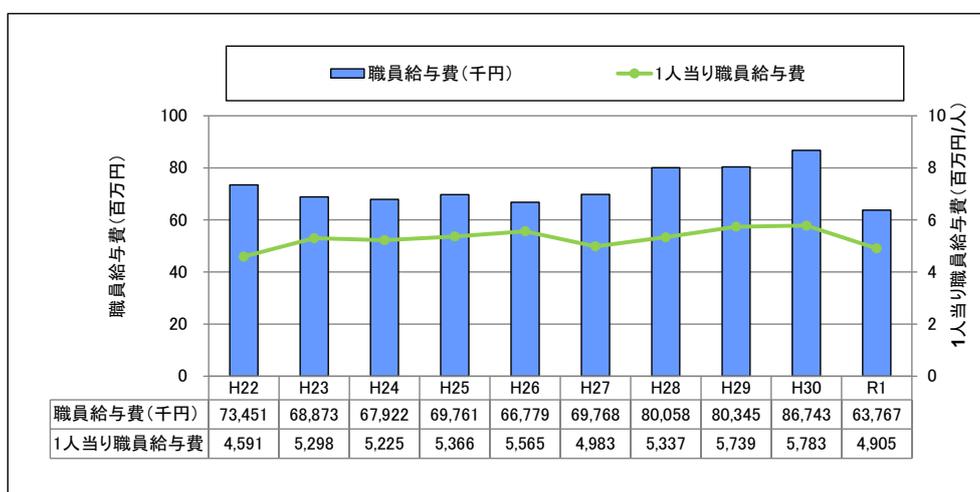


図 3-11 職員給与費

(8) 施設の老朽化

(ア) 管路整備延長

全体的に整備年にはバラツキが見られるが、特に平成2年度～平成12年度の間には整備が集中している傾向が見られます。平成12年度までは主に塩ビ管とヒューム管、平成12年度以降はリブ管を主に整備しています。法定耐用年数50年を超過しているものはないが、今後20年以内に6割以上の管路が法定耐用年数を超えます。

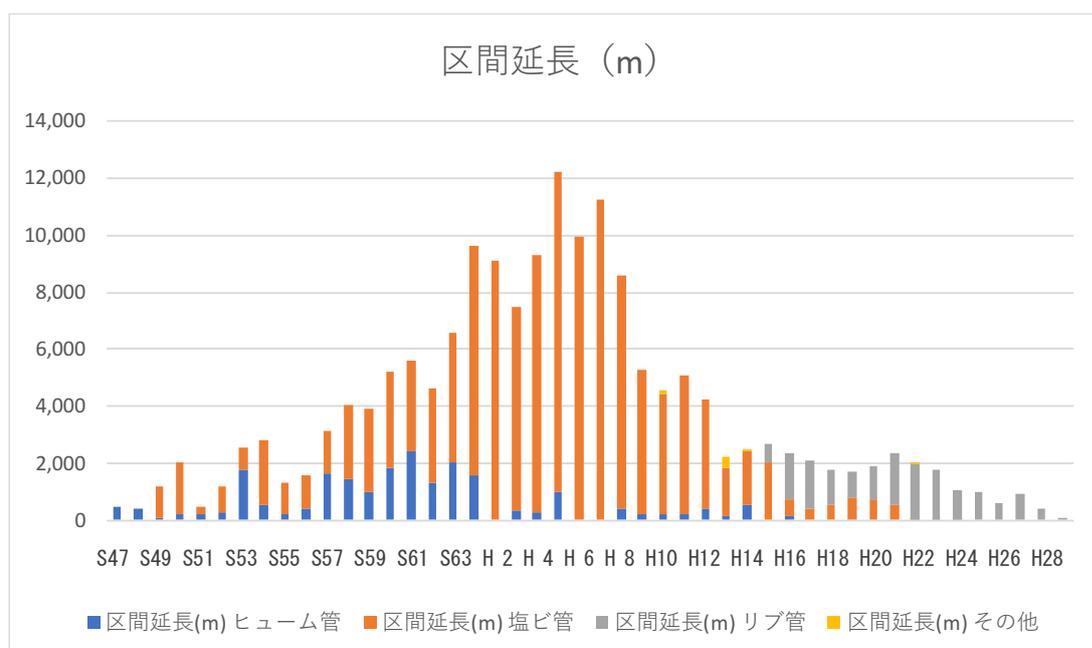


図 3-12 年度別布設延長 (m)

(イ) 処理場・ポンプ場資産の老朽化率

総資産数のうち標準耐用年数及び目標耐用年数を超えた資産の割合を老朽化率とし、今後の増加率について整理を行いました。老朽化率の算定方法を以下に示します。なお、整理年度としては令和2年度、令和7年度、令和12年度の割合を整理します。

$$\text{老朽化率} = \frac{\text{標準耐用年数 (目標耐用年数) 超過資産数}}{\text{総資産数}} \times 100$$

令和2年度では約47%の割合が標準耐用年数を超過しています。令和7年度では約78%の割合に増加、令和12年度では現有資産の約97%が耐用年数を超えることから、今後は改築・更新が増加することが想定されます。

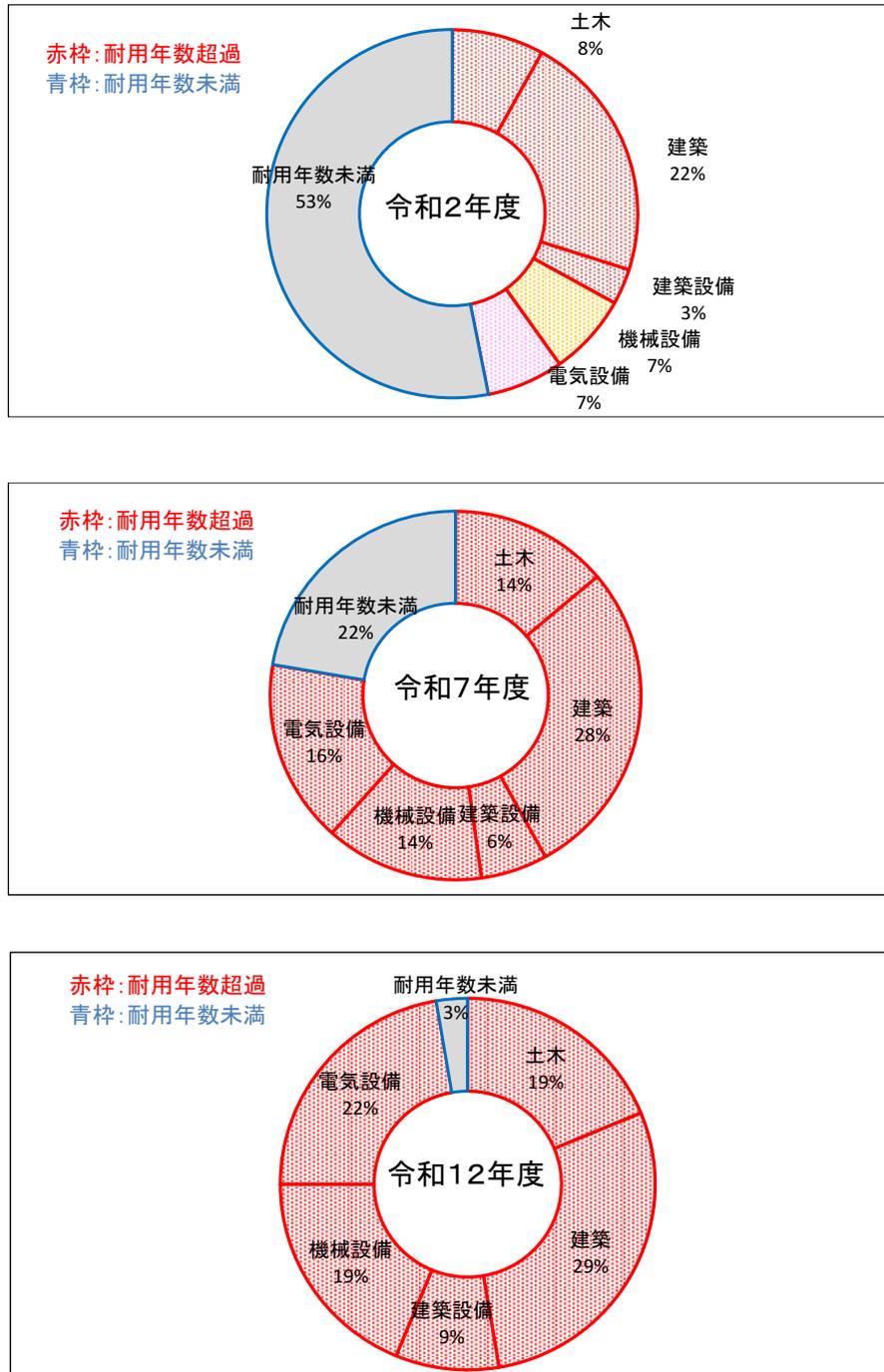


図 3-13 老朽化割合（標準耐用年数）

3.2. 経営指標による分析

過年度の経営比較分析表を整理し、各経営指標における本市と同規模都市、全国平均、近隣市である藤枝市、島田市と比較を行いました。

比較を行った指標は以下のとおりです。また、詳細は各項に記します。

- (ア) 経費回収率
- (イ) 汚水処理原価
- (ウ) 施設利用率
- (エ) 水洗化率
- (オ) 使用料単価

(ア) 経費回収率

業務指標	計算式	
経費回収率	下水道使用料	
評価基準	汚水処理費(公費負担分を除く)	
100%以上が望ましい		
説明		
適正な使用料収入の確認。		
評価		
<ul style="list-style-type: none"> ・H30の経費回収率48.25% ・同規模都市平均、全国平均、藤枝市と比べ低い値である。 ・使用料で回収すべき経費を賅っていない。 		

(イ) 汚水処理原価

業務指標	計算式	
汚水処理原価	汚水処理費(公費負担分を除く)	
評価基準	年間有収水量	
低い方が効果的		
説明		
有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用。		
評価		
<ul style="list-style-type: none"> ・H30の汚水処理原価は219.97円/m³ ・同規模都市平均、全国平均、藤枝市と比べ高い値である。 		

(ウ) 施設利用率

業務指標	計算式	
施設利用率	晴天時一日平均処理水量	
評価基準	晴天時現在処理能力	
高い方が望ましい		
説明		
施設利用状況の適正規模を判断する数値。		
評価		
<ul style="list-style-type: none"> ・H30の施設利用率は55.05% ・全国平均、同規模都市平均、藤枝市と同程度である。 		

(工) 水洗化率

業務指標	計算式	
水洗化率	現在水洗便所設置済人口	
評価基準	現在処理区域内人口	
100%が望ましい		
説明		
現在処理区域内人口のうち、水洗便所を設置し汚水処理をしている人口の割合。		
評価		
<ul style="list-style-type: none"> ・H30の水洗化率は89.91% ・同規模都市平均、全国平均、藤枝市と比べ低い値である。 ・整備を進めているが処理区域内人口減少のスピードが早いいため、水洗化率は増加している。 		

(才) 使用料単価

業務指標	計算式	
使用料単価	下水道使用料	
評価基準	有収水量	
経費回収率等の他の指標と組み合わせた判断が必要		
説明		
処理した汚水のうち、使用料収入の対象となった水量1m ³ あたりの使用料収入。		
評価		
<ul style="list-style-type: none"> ・H30の使用料単価120.49円/m³(H30使用料改定) ・同規模都市平均、全国平均、近隣2市と比べ低い値となっている ・使用料単価が総務省の求める基準150円/m³を下回っている。 		

4. 経営の基本方針

4.1. 基本理念

焼津市のマスタープランである「第6次焼津市総合計画」における基本計画のひとつ、“暮らしやすく安全で安心なまちづくり”を本計画における基本理念に位置付け、“自然の恵みを理解し保全するとともに良好な生活ができるようになる”ことを目指し、「海・川等の水質の保全」に努めていくよう、公共下水道事業を推進していきます。

第6次焼津市総合計画における 基本理念			
やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる 水産文化都市 YAIZU			
基本計画			
政策1 子供・教育	政策2 健康・福祉	政策3 産業・観光・文化	政策4 暮らし・環境
子どもがいいきと輝き みんなで教育・子育てを支える まちづくり	共に支え合い健やかに 暮らせるまちづくり	産業の発展と交流で にぎわうまちづくり	暮らしやすく安全で安心な まちづくり



下水道事業に関連する施策	
自然共生社会の推進	
対象	目指す姿（状態）
市民・事業者	自然の恵みを理解し保全するとともに良好な生活ができるようになる
基本事業	
海・川等の水質保全	

4.2. 基本方針

今後の公共下水道事業を安定的に継続していくために、「3. 現状分析及び課題の抽出」にて整理した課題をもとに基本方針を設定しました。設定するにあたり、国土交通省「新下水道ビジョン」においても提唱されている経営資源である「モノ・ヒト・カネ」の三つの要素、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みにつながるような基本方針を設定しました。

基本方針 1 下水道施設の機能維持

「モノ」に着目して設定。市民が将来にわたり効率的かつ安全に下水道施設を利用することができるよう、現在、ストックマネジメント計画を策定しています。この計画に基づき維持管理、改築・更新を行い、適切な事業規模に応じた施設の最適化を推進していきます。

また、施設の耐震化及び耐水化を推進し、強靱なインフラを構築することで、安全な都市及び住環境を図っていきます。

「基本方針 1 下水道施設の機能維持」では、施策を通じて以下の SDGs の達成に努めます。

【対象となる SDGs】

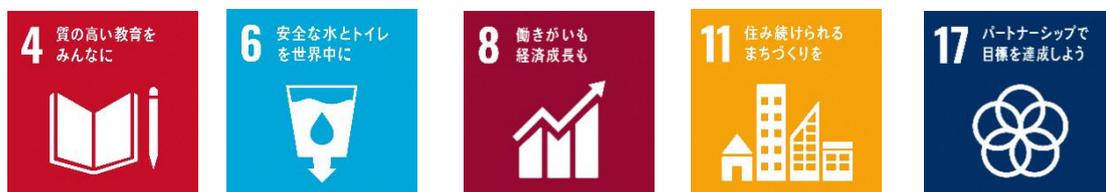


基本方針 2 持続可能な事業運営のための組織体制の強化

「ヒト」に着目して設定。今後の下水道事業を運営していくうえで必要な組織体制を構築していきます。

「基本方針 2 持続可能な事業運営のための組織体制の強化」では、人材育成や組織体制の強化等の施策を通じて以下の SDGs の達成に努めます。

【対象となる SDGs】

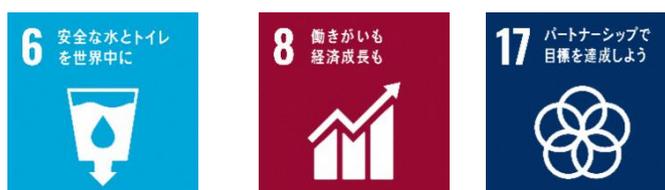


基本方針 3 経営基盤の強化

「カネ」に着目して設定。適正な料金体系や財源の確保について検討し、独立採算制を目指した事業経営体制を確立していきます。

「基本方針 3 経営基盤の強化」では、財源の確保や経営の効率化等の施策を通じて、以下の SDGs の達成に努めます。

【対象となる SDGs】



基本方針に基づいて設定した基本方針及び実現施策を次表に示します。

表 4-1 基本方針と実現施策

基本方針 1：下水道施設の機能維持		
課題	基本目標	実現施策
1 更新時期を迎えた施設の計画的な更新	(1) 施設の更新	① 計画的な処理場及びポンプ施設の更新
		② 計画的な管路施設の更新（更生）
		③ 施設の最適化
		④ 雨天時侵入水（不明水）対策
2 施設の計画的な耐震化及び耐水化	(2) 施設の耐震化及び耐水化	① 施設の耐震化
		② 施設の耐水化
3 適正な施設の維持管理	(3) 点検調査に基づく維持管理	① スtockマネジメント計画の見直し
		② 施設管理システムの活用
4 環境問題への取組の継続	(4) 環境に配慮した施設運営	① 水質（放流水等）管理
		② 発生汚泥の資源化
5 雨水への対策	(5) 雨水対策の検討	① 雨水事業の推進
6 新技術の活用	(6) 新技術の活用	① 新技術の調査・検討
基本方針 2：持続可能な事業運営のための組織強化		
課題	基本目標	実現施策
1 業務執行体制の弱体化	(1) 人材育成及び技術・知識継承	① 内部研修（OJT）の実施 ② 外部研修（OFF-JT）への参加 ③ 先進事業者との情報交換等
	(2) 適正な人員配置・執行体制の確保	① 適正な人員要求
2 複雑化及び増加する業務への対応	(3) 業務の効率化	① 各種事務の効率化
		② 業務マニュアルの更新
		③ ICTの導入
		④ 処理場等施設包括的民間委託の向上
		⑤ 管路施設の包括的民間委託の検討
3 災害時の適正な対応	(4) 危機管理対策の強化	① BCP（災害時行動マニュアル）更新
		② 応急復旧体制の確保
4 経営戦略等各種計画の適正執行	(5) 経営戦略等の進捗管理	① PDCAサイクルのローリング
基本方針 3：経営基盤の強化		
課題	基本目標	実現施策
1 収益的収支ギャップの解消	(1) 経費回収率の向上	① 事業年度ごとの検証 ② 審議会による見直しの検討
	(2) 水洗化率の向上	① 普及活動の実施
2 適切な財源確保	(3) 財源確保	① 適正な国県補助・交付金の受入れ ② 効率的かつ効果的な企業債の活用 ③ 一般会計繰入金の精査
		(4) 適正な資産管理
	3 公共下水道事業の理解不足	(5) 積極的な情報発信
4 「広域化・共同化」の検討		

※ 本表については、各施策の進捗に伴い、評価検証と併せて修正を行っていくものとします。

具体的な取組	評価指標	SDGs
ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新	計画に基づく事業実施率	100%/年
ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新	計画に基づく事業実施率	100%/年
将来的なスペックダウン、ダウンサイジングを考慮した施設の最適化の検討	施設最適化計画の策定	R4年度中
	施設最適化計画に基づく事業見直し検討回数 (R5年度以降)	1回/年
ストックマネジメント計画に基づく点検・調査結果による診断	計画に基づく事業実施率	100%/年
総合地震計画策定	総合地震計画の策定	R3年度中
総合地震計画に基づく耐震化の実施	総合地震計画に基づく事業実施率 (R4年度以降)	100%/年
耐水化計画策定	先進事例、実地踏査等による研究回数	1回/年
ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検調査	計画に基づく事業実施率	100%/年
施設管理システム導入の検討	施設管理システム導入の検討回数	1回/年
計画に基づく水質検査の継続実施	計画に基づく検査実施率	100%/年
発生汚泥の100%資源化の維持	発生汚泥の資源化率	100%/年
雨水浸水域の解析	雨水浸水域の解析	R3年度中
新技術導入に関する情報収集	研修会・企画展参加等による研究回数	1回/年



具体的な取組	評価指標	SDGs
内部研修 (OJT) の実施	実施又は受講回数	1回/人・年
外部研修 (OFF-JT) への参加	受講回数	1回/人・2年
情報交換会の企画・参加	企画又は参加回数	1回/年
市人事部局への要求	市人事部局への要求実施	適時
業務の把握・見直し	業務改善の提案件数	1件/人・年
業務マニュアルの見直し	業務マニュアルの見直し回数	1回/年
ICT導入に関する情報収集	研修会・企画展参加等による研究回数	1回/年
委託レベル1からレベル2以上への検討	現状把握、向上検討会議の実施回数	1回/年
現状把握、先進事例の研究	現状把握、先進事例の研究回数	1回/年
BCP (災害時行動マニュアル) の見直し	BCP (災害時行動マニュアル) の見直し実施回数	1回/年
近隣市及び民間からの応急復旧用資材確保の検討	応急復旧用資材確保の検討回数	1回/年
実績・検証会議の実施	実績・検証会議の実施及び分析結果の公表回数	1回/年



具体的な取組	評価指標	SDGs
決算を踏まえた財政シミュレーションの実施	決算を踏まえた財政シミュレーションの実施回数	1回/年
審議会の開催	審議会の実施回数	1回/5年
訪問及び郵送による普及	訪問及び郵送件数	50件/年
	水酸化率	0.2%/年 向上
ストックマネジメント計画・投資財政計画に基づく適正かつ適切な財源確保	ストックマネジメント計画・投資財政計画に基づく適正かつ適切な財源確保の実施	適時
ストックマネジメント計画・投資財政計画に基づく適正かつ適切な財源確保	ストックマネジメント計画・投資財政計画に基づく適正かつ適切な財源確保の実施	適時
市財政部局との協議	市財政部局との協議実施	適時
点検調査結果及び改築更新データを台帳システムへ蓄積	資産台帳の更新回数	1回/年
経営状況、事業実施状況等の情報公開	予算、決算の公表回数	1回/年
	事業計画の進捗状況の公表回数	1回/5年
	ホームページの見直し実施回数	1回/年
施設見学の受入れ	施設見学の受入れ実施	都度
県主催の検討会への参加	検討会への参加回数	1回/年
近隣市との実務研修会・検討会の共同開催	研修会・検討会への参加回数	1回/年



5. 将来の事業環境

5.1. 将来人口推計

行政人口は、平成 23 年度以降、減少する見通しとなっています。

水洗化人口も同様に減少する見通しですが、現状、水洗化率は微増していることから、行政人口に比べ緩やかに減少していきます。

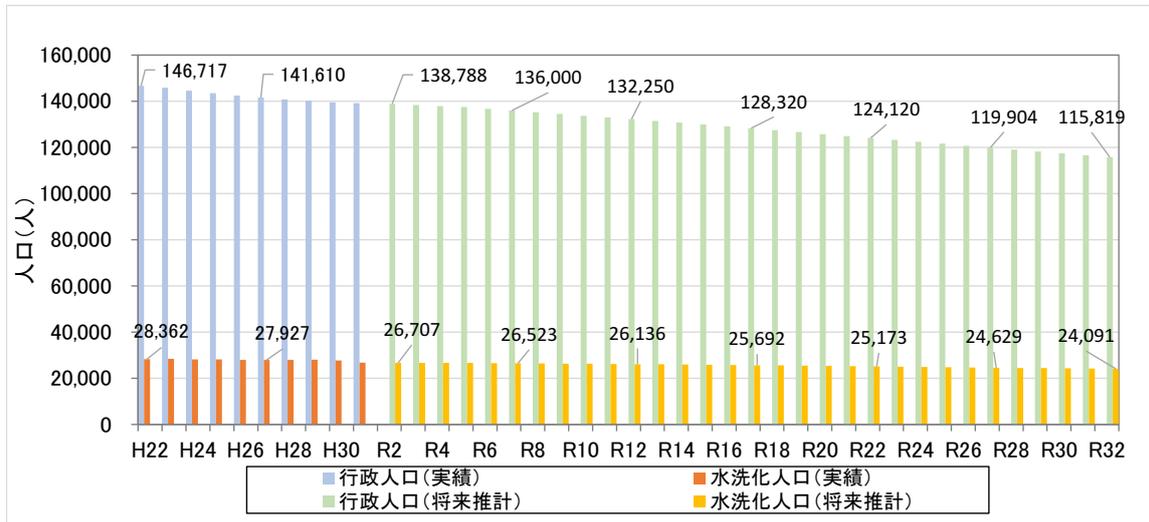


図 5-1 将来人口推計

5.2. 将来水量推計

有収水量は、水洗化人口の動向に比例するため、今後は減少する見通しとなっています。

総処理水量も有収水量と同様に減少傾向となる見通しです。

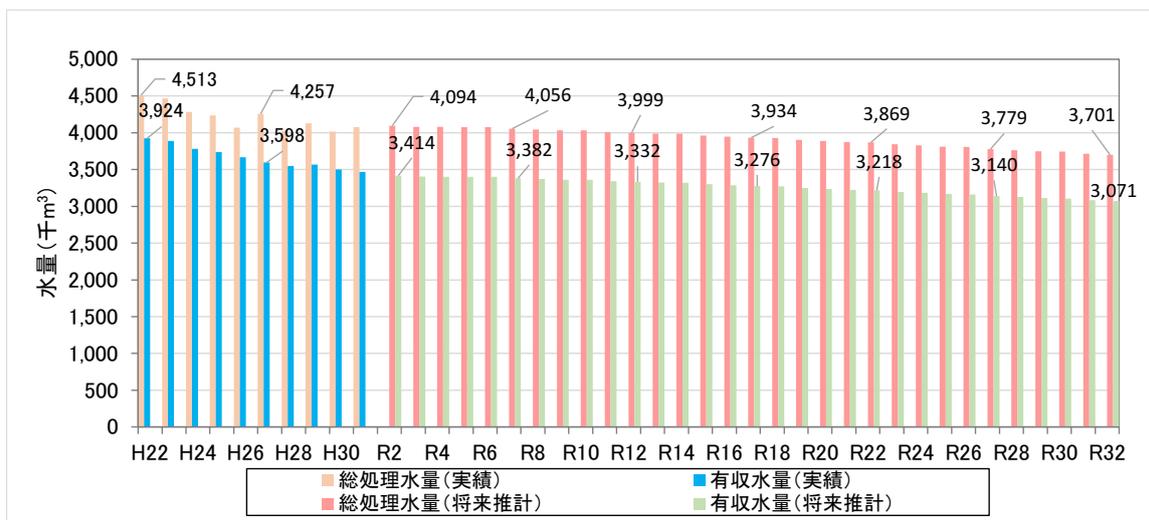


図 5-2 将来水量推計

6. 投資・財政計画

今後人口の減少による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増大等が想定される中、事業運営を行わなければいけません。

本項では各種計画で見込まれている事業費や財源の見通しを試算し、今後の「投資・財政計画」を策定しました。

6.1. 使用料収入

有収水量は減少傾向にあることから、使用料収入も同様に減少傾向にあります。今後の維持管理費及び資本費を賄うため、本計画では使用料算定シミュレーションに基づき、計画期間内に2回の使用料改定を行うこととしました。改定については、総務省が推奨する使用料単価 150 円を目標とし、社会資本整備総合交付金の交付要件とされる「5年に1回の頻度で使用料改定の必要性に関する検証を行うこと」を達成することが可能となるよう見込みました。改定を行うことで、令和12年度では、現行単価での使用料に比べ、約1.2億円の収入増加となります。

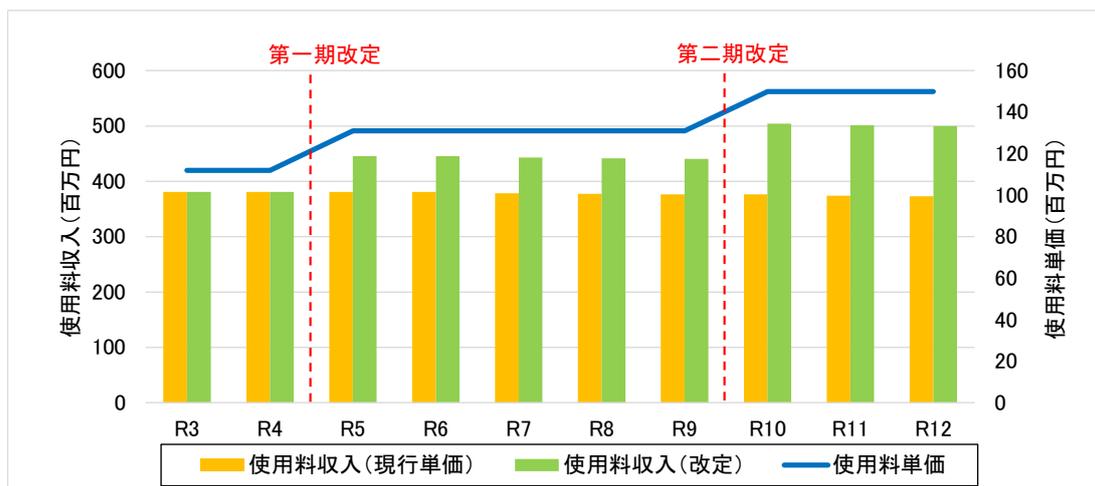


図 6-1 使用料収入見通し

6.2. 将来事業費

今後、施設の改築・更新時期の到来により莫大な事業費が見込まれていることから、令和2年度策定「ストックマネジメント計画」に基づき、ライフサイクルコストを抑えた、改築・更新工事を実施していきます。

また、災害による機能停止を防ぐため、施設の耐震化や耐水化事業や不明水対策も推進していく予定となっています。なお、耐震化、耐水化及び不明水対策の事業費は本計画では見込んでいません。

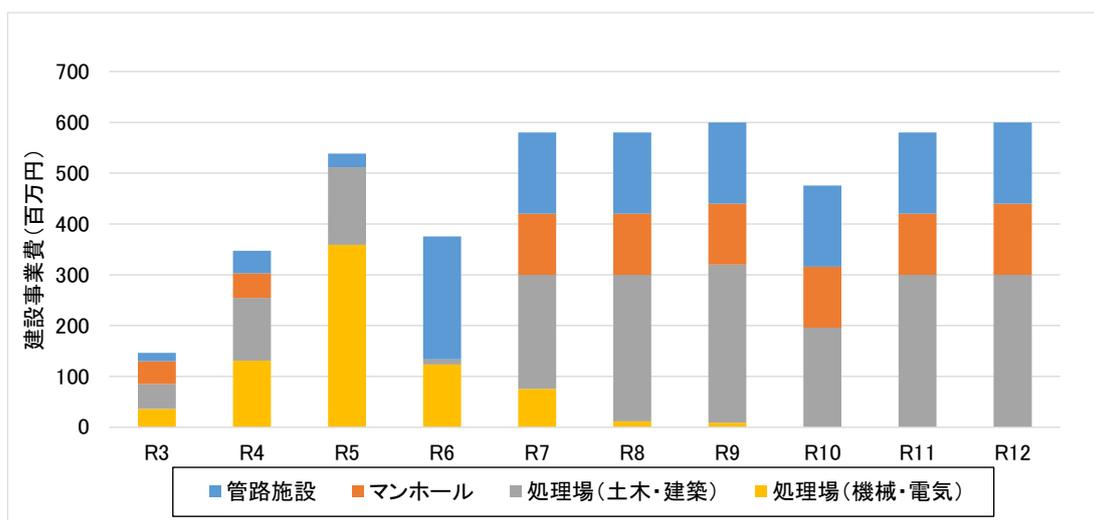


図 6-2 建設事業費

6.3. 建設財源

建設事業費の財源として、主に国費と企業債が充てられます。

国費は、社会資本整備総合交付金のことであり、予定工事に対する補助率から財源を見込んでいます。

企業債は、国費で賄われる分以外に対して、借入れを行うこととします。借入れにあたっては、対象資産の耐用年数に応じた借入期間の設定や、借入時期及び借入先を検討することで将来負担の抑制に努めていきます。

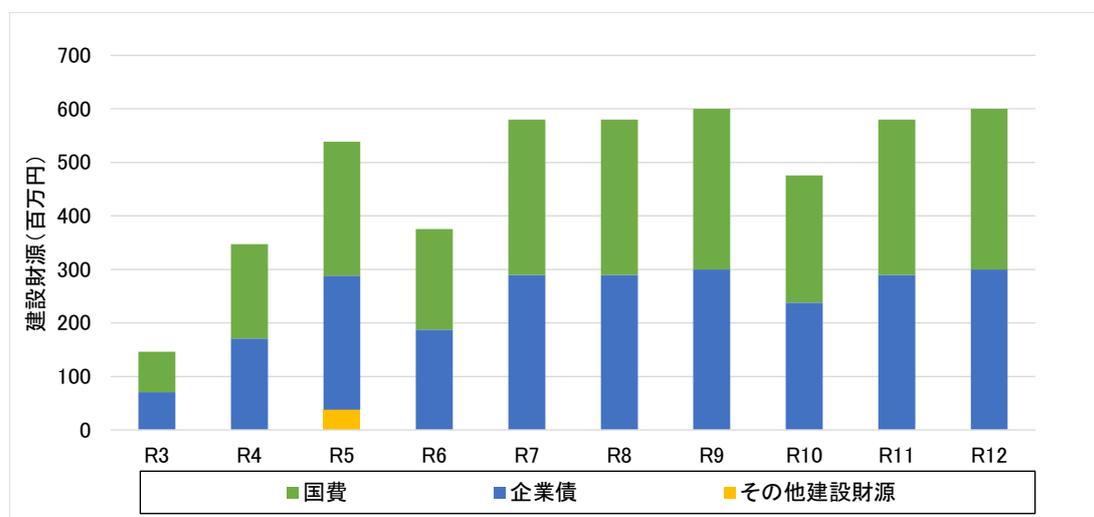


図 6-3 建設財源

6.4. 企業債

平成初期における大規模な設備投資に係る借入金は、今後、返済が完了する予定であることから、企業債償還金、企業債残高ともに、減少傾向となる見通しです。なお、令和5年度に長期貸付金を償還するため、企業債償還金が一時的に増加しています。

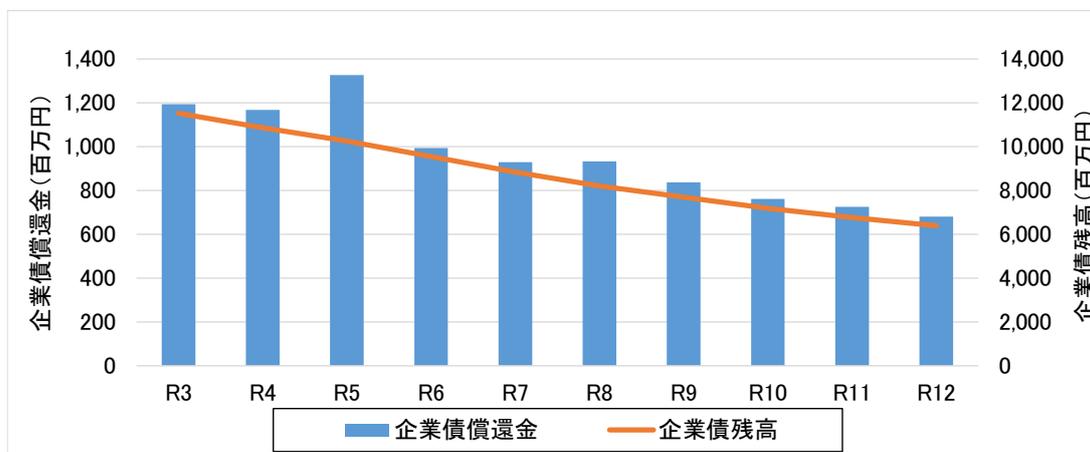


図 6-4 企業債

6.5. 資金収支

現行使用料単価でシミュレーションを行いますと、計画期間全てにおいて資金収支不足が発生する見込みです。資金不足になった場合、経営の継続ができなくなるため、収支不足分は一般会計からの繰入金で補填する必要があります。現行使用料単価では不足額を補う必要から、一般会計からの繰入金に依存する状況となります。

計画期間中に2回の使用料改定を行うことにより使用料収入は増加します。この増収により不足額は減少していき、第二期改定以降、資金収支不足は解消される見込みです。

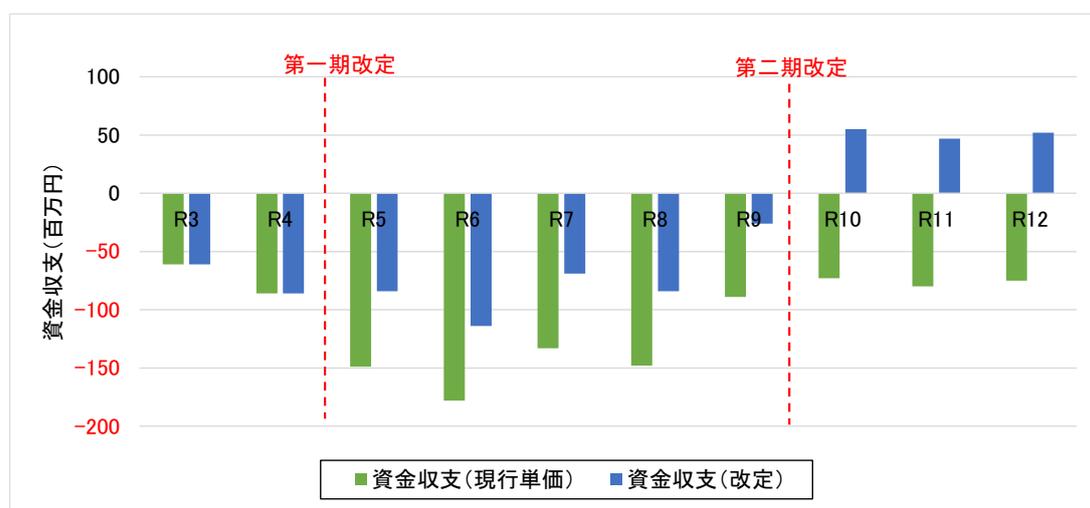


図 6-5 資金収支

6.6. 内部留保資金

内部留保資金とは、収益的収支において減価償却費等の非現実支出や利益剰余金等が発生した場合に資本的収支不足額に充てられる財源のことです。剰余分は翌年度に繰り越すことが可能です。今後の維持管理費と資本費を賄うため、使用料算定シミュレーションに基づく、計画期間内に2回の使用料改定を行うことにより、使用料収入は増収します。一方で、企業債償還金は減少していく予定であることから、第二期改定以降、内部留保資金は増加していきます。これら内部留保資金は今後の改築・更新費に充てられます。

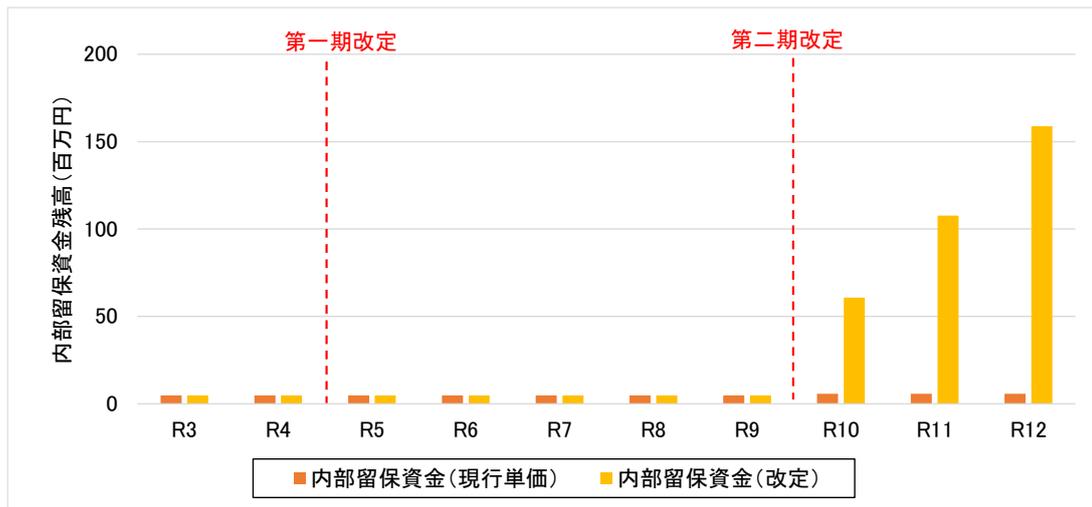


図 6-6 内部留保資金残高

6.7. 投資・財政計画

現在の経営状況では、収益的収支において当年度純損失が発生する見通しです。そのため、本計画では使用料算定シミュレーションに基づき、計画期間内に2回の使用料改定を行うこととしました。この増収により当年度純損失は減少していき、第二期改定以降、当年度純損失は解消する見通しです。

資本的収支では、企業債償還金が減少していく予定であることから、資金収支不足額を補填する基準外繰入金は解消される見通しです。また、資本的支出に対する資本的収入不足額は内部留保資金を充てることで補填します。

図6-7に投資・財政計画の図表を示します。

表6-2に収支計画表（収益的収支）、表6-3に収支計画表（資本的収支）を示します。

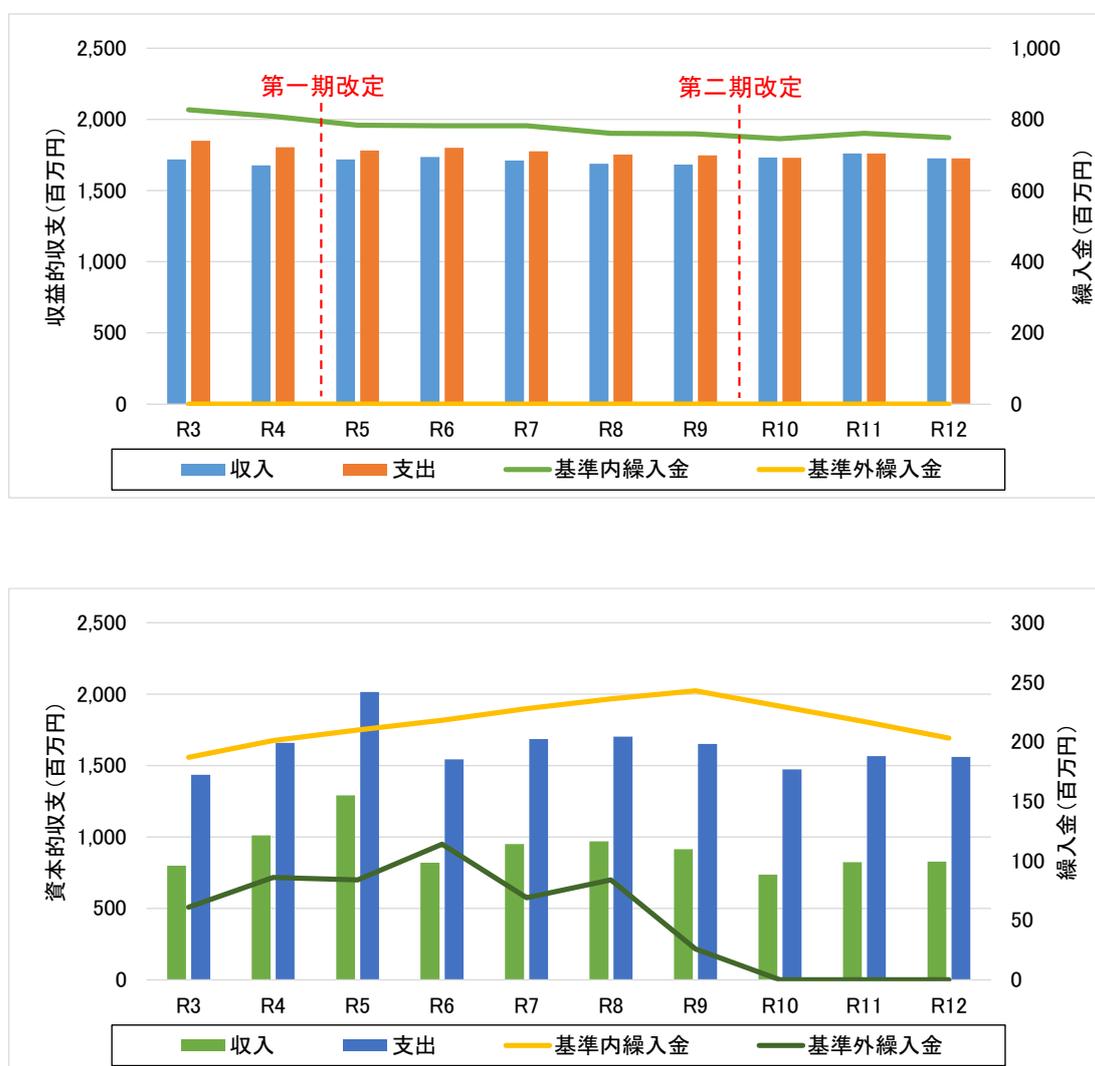


図 6-7 投資・財政計画

表 6-1 収支計画表（収益的収支）

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		557,000	553,000	615,000
	(1) 料 金 収 入		381,000	381,000	446,000
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)				
	(3) 雨 水 処 理 負 担 金		176,000	172,000	169,000
	(4) そ の 他				
	2. 営 業 外 収 益		1,156,000	1,118,000	1,098,000
	(1) 補 助 金		680,000	645,000	625,000
	他 会 計 補 助 金		645,000	632,000	610,000
	国 庫 補 助 金		35,000	13,000	15,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		476,000	473,000	473,000
	(3) そ の 他				
	収 入 計 (C)		1,713,000	1,671,000	1,713,000
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,672,000	1,655,000
(1) 職 員 給 与 費			72,000	72,000	73,000
基 本 給 与 費			72,000	72,000	73,000
退 職 給 付 費					
そ の 他					
(2) 経 費			357,000	334,000	323,000
動 力 費					
修 繕 費					
材 料 費					
そ の 他			357,000	334,000	323,000
(3) 減 価 償 却 費			1,243,000	1,249,000	1,260,000
2. 営 業 外 費 用			171,000	145,000	121,000
(1) 支 払 利 息			171,000	145,000	121,000
(2) そ の 他					
支 出 計 (D)		1,843,000	1,800,000	1,777,000	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 130,000	△ 129,000	△ 64,000	
特 別 利 益 (F)					
特 別 損 失 (G)					
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 130,000	△ 129,000	△ 64,000	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 130,000	△ 259,000	△ 323,000	
流 動 資 産 (J)		99,751	105,751	120,751	
う ち 未 収 金		56,000	59,000	68,000	
流 動 負 債 (K)		1,086,869	1,028,346	1,183,533	
う ち 建 設 改 良 費 分		991,869	927,346	1,067,533	
う ち 一 時 借 入 金					
う ち 未 払 金		95,000	101,000	116,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)					
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)					
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		557,000	553,000	615,000	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)					
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)					
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)					
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)					
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)					

(単位:千円, %)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
612,000	608,000	605,000	601,000	664,000	660,000	656,000
445,000	443,000	442,000	440,000	505,000	502,000	500,000
167,000	165,000	163,000	161,000	159,000	158,000	156,000
1,118,000	1,100,000	1,080,000	1,079,000	1,066,000	1,099,000	1,069,000
640,000	623,000	605,000	605,000	595,000	632,000	603,000
610,000	613,000	595,000	595,000	585,000	601,000	592,000
30,000	10,000	10,000	10,000	10,000	31,000	11,000
478,000	477,000	475,000	474,000	471,000	467,000	466,000
1,730,000	1,708,000	1,685,000	1,680,000	1,730,000	1,759,000	1,725,000
1,692,000	1,681,000	1,667,000	1,671,000	1,662,000	1,697,000	1,669,000
73,000	74,000	74,000	75,000	75,000	76,000	76,000
73,000	74,000	74,000	75,000	75,000	76,000	76,000
353,000	331,000	320,000	322,000	325,000	365,000	343,000
353,000	331,000	320,000	322,000	325,000	365,000	343,000
1,266,000	1,276,000	1,273,000	1,274,000	1,262,000	1,256,000	1,250,000
103,000	91,000	82,000	73,000	67,000	61,000	56,000
103,000	91,000	82,000	73,000	67,000	61,000	56,000
1,795,000	1,772,000	1,749,000	1,744,000	1,729,000	1,758,000	1,725,000
△ 65,000	△ 64,000	△ 64,000	△ 64,000	1,000	1,000	0
0	0	0	0	0	0	0
△ 65,000	△ 64,000	△ 64,000	△ 64,000	1,000	1,000	0
△ 388,000	△ 452,000	△ 516,000	△ 580,000	△ 579,000	△ 578,000	△ 578,000
98,751	103,751	103,751	142,751	257,751	378,751	497,751
55,000	58,000	58,000	57,000	55,000	58,000	57,000
819,979	749,988	760,061	676,799	629,320	636,633	621,762
725,979	650,988	661,061	580,799	541,320	542,633	529,762
94,000	99,000	99,000	96,000	88,000	94,000	92,000
612,000	608,000	605,000	601,000	664,000	660,000	656,000

表 6-2 収支計画表（資本的収支）

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		475,000	493,000	692,000
	うち 資本 費 平 準 化 債		234,000	170,000	309,000
	2. 他 会 計 出 資 金		61,000	86,000	80,000
	3. 他 会 計 補 助 金				
	4. 他 会 計 負 担 金		187,000	201,000	210,000
	5. 他 会 計 借 入 金				
	6. 国（都道府県）補助金		76,000	176,000	250,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金				
	8. 工 事 負 担 金				
	9. そ の 他				
	計 (A)		799,000	956,000	1,232,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)				
	純 計 (A)-(B) (C)		799,000	956,000	1,232,000
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		218,000	420,000	611,000
	うち 職 員 給 与 費		19,000	19,000	19,000
	2. 企 業 債 償 還 金		1,217,000	1,182,000	1,343,000
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金				
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金				
	5. そ の 他		1,000	1,000	1,000
	計 (D)		1,436,000	1,603,000	1,955,000
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		637,000	647,000	723,000
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		767,000	776,000	787,000
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		△ 130,000	△ 129,000	△ 64,000
	3. 繰 越 工 事 資 金				
	4. 過 年 度 補 填 財 源 残 高		4,751	4,751	4,751
	計 (F)		641,751	651,751	727,751
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		△ 4,751	△ 4,751	△ 4,751
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)				
	企 業 債 残 高 (H)		11,455,000	10,766,000	10,115,000

○他会計繰入金

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 益 的 収 支 分			821,000	804,000	779,000
	うち 基 準 内 繰 入 金		821,000	804,000	779,000
	うち 基 準 外 繰 入 金				
資 本 的 収 支 分			248,000	287,000	290,000
	うち 基 準 内 繰 入 金		187,000	201,000	210,000
	うち 基 準 外 繰 入 金		61,000	86,000	80,000
合 計			1,069,000	1,091,000	1,069,000

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
285,000	363,000	359,000	346,000	269,000	317,000	325,000
0	0	0	0	0	0	0
64,000	3,000	18,000	0	0	0	0
218,000	228,000	236,000	243,000	230,000	217,000	203,000
188,000	290,000	290,000	300,000	238,000	290,000	300,000
755,000	884,000	903,000	889,000	737,000	824,000	828,000
755,000	884,000	903,000	889,000	737,000	824,000	828,000
448,000	653,000	653,000	675,000	549,000	653,000	673,000
19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
1,029,000	965,000	983,000	907,000	855,000	844,000	817,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,478,000	1,619,000	1,637,000	1,583,000	1,405,000	1,498,000	1,491,000
723,000	735,000	734,000	694,000	668,000	674,000	663,000
788,000	799,000	798,000	800,000	791,000	789,000	784,000
△ 65,000	△ 64,000	△ 64,000	△ 64,000	1,000	1,000	0
4,751	4,751	4,751	4,751	46,751	169,751	284,751
727,751	739,751	738,751	740,751	838,751	959,751	1,068,751
△ 4,751	△ 4,751	△ 4,751	△ 46,751	△ 170,751	△ 285,751	△ 405,751
9,371,000	8,769,000	8,145,000	7,584,000	6,998,000	6,471,000	5,979,000

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
777,000	778,000	758,000	756,000	744,000	759,000	748,000
777,000	778,000	758,000	756,000	744,000	759,000	748,000
282,000	231,000	254,000	243,000	230,000	217,000	203,000
218,000	228,000	236,000	243,000	230,000	217,000	203,000
64,000	3,000	18,000	0	0	0	0
1,059,000	1,009,000	1,012,000	999,000	974,000	976,000	951,000

6.8. 経費回収率

経費回収率は使用料収入で賄うべき費用を使用料収入で賄えている割合を示すものです。

本計画では使用料算定シミュレーションに基づき、計画期間内に2回の使用料改定を行うこととしました。第二期改定以降、経費回収率は100%を達成する見通しです。

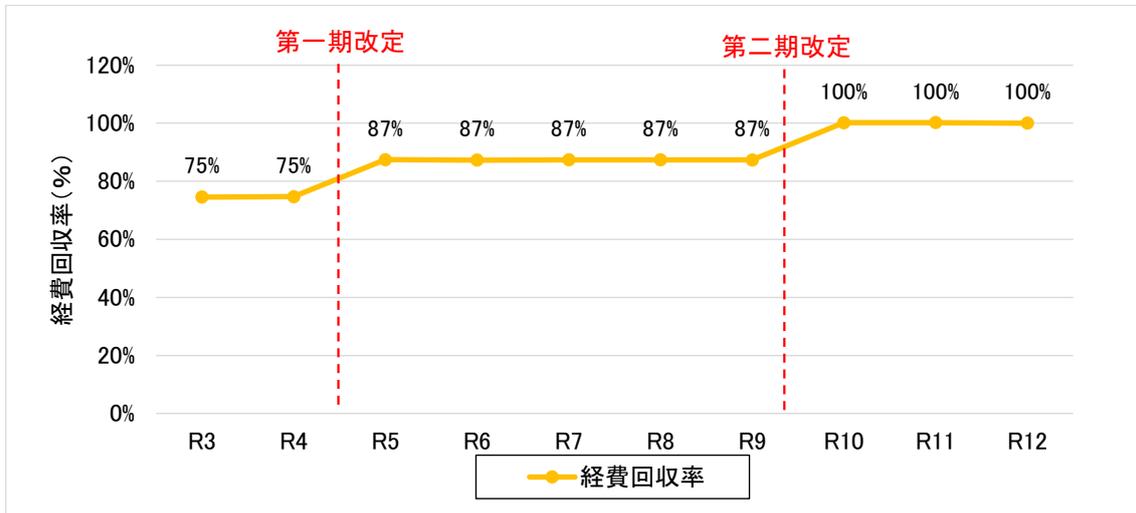


図 6-8 経費回収率

6.9. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本市、公共下水道事業経営戦略は、令和12年度を目標とし、令和3年度から10年間の計画としています。

今後は、計画の目標を推進するために、目標達成度を客観的に評価し、改善・検討を行う必要があります。

焼津市公共下水道事業ではPDCAサイクルに基づき、毎年度、実施施策について評価・検証を実施し、ホームページ等へ公表します。また、概ね5年ごとに審議会等を開催し、計画の見直しについて検討することとしております。

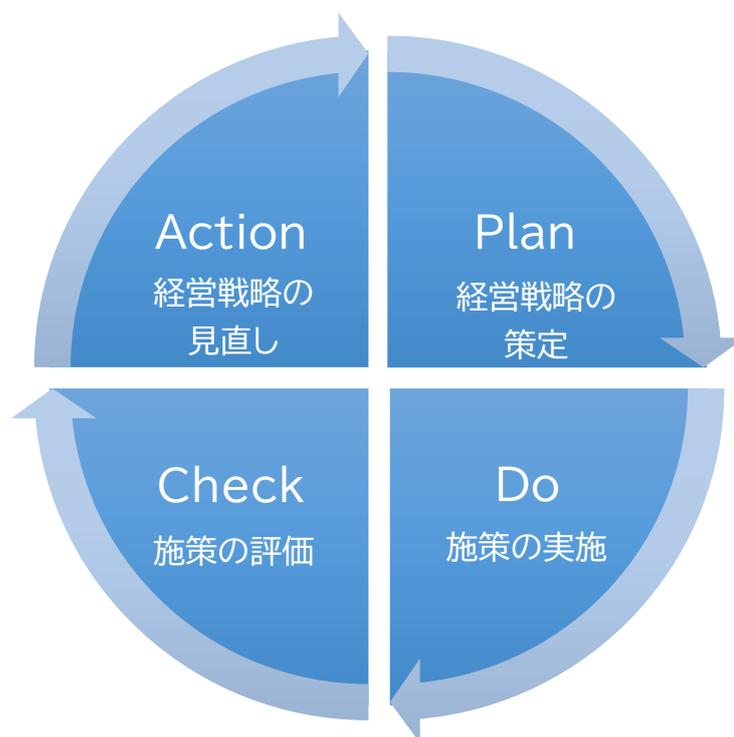


図 6-9 PDCA サイクルイメージ図

4～6月	7～8月	9月	10月以降
前年度の実施事業及び決算を取りまとめる	組織内部において具体的な取組に関する評価を行い、検証するとともに計画の見直しを検討する	左記の評価結果をホームページ掲載等により公表する	改善・検討事項を次年度以降の事業計画へ反映し予算調整につなげる

【用語説明】

用語	説明
【あ行】	
アクションプラン	今後10年間を目的に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備計画。
維持管理費	下水道施設を日常的に管理・運営するために要する経費。
一般会計繰入金	下水道事業の建設費、維持管理費等に充てるために一般会計から下水道事業へ繰り入れられる資金のこと。総務省「地方公営企業繰入金について」の基準によるもの。
【か行】	
合併処理浄化槽	下水道のない地域で水洗便所を使用する場合、し尿と生活排水雑排水を同時に処理することができる施設。（し尿のみ処理する施設を単独浄化槽という）
管渠	下水を収集し、排除するための施設で、汚水管渠、雨水管渠の総称。
幹線	下水排除施設の骨格をなす管路、ポンプ場計画を策定するための中心的な管渠。
企業債	建設事業に充てるために借り入れる地方債のこと。
企業債残高	発行済の企業債の未償還額のこと。
企業債償還金	建設費の財源として借り入れた企業債の償還金のこと。
基準外繰入金	総務省「地方公営企業繰入金について」の基準に合致しない経費に対して繰り入れられるもの。
基準内繰入金	総務省「地方公営企業繰入金について」の基準に基づいた一般会計が負担すべきであるとされている経費に対して繰り入れられるもの。
繰出基準	地方公営企業はその経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされている。しかし、地方公営企業法上、一般会計が負担すべき経費に対して定めたルールのこと。この経費負担ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体へ通知されている。
経営比較分析表	経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析を取りまとめたもの。
経費回収率	使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表した指標のこと。使用料水準等を評価することが可能である。
減価償却	建物、構築物、機械器具、車両運搬具など、一般的には時の経過によってその価値が減少する資産について、その取得に要した金額を一定の方法によって年度の費用として配分していく考え。
広域化・共同化（計画）	人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するための計画のこと。
公営企業会計	地方公営企業の適用にあたり、新たに適用される会計方式のこと。現在の官公庁会計は現金の収支に基づく経理に対して、公営企業会計は経済活動の発生という事実に基づき整理する会計方式のこと。
国費	国が一部負担する補助事業に対する助成金のこと。
コミュニティプラント	住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち、環境省所管の処理施設。
【さ行】	
資本的収支	経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費や企業債元金償還金等の支出及びそれに充てられた収入のこと。
資本費	減価償却費、企業債支払利息の合計額。
資本費平準化債	元金償還金と減価償却費の差額に対する企業債のこと。下水道の整備に係る世代間負担の公平を図る目的として借り入れる。
社会資本整備総合交付金	国土交通省所管の地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金。
収益的収支	当該年度の経営活動に伴い発生すると予定されているすべての収益とそれに対応する費用のこと。収入は主に使用料収入等が該当し、支出はサービス提供に関する諸経費や減価償却費等が該当する。
上位計画	計画の策定に際し、適合または計画に織り込む必要のある高次の計画。

用語	説明
処理区域内人口	下水道法により処理開始が公示された処理区域内に住んでいる人口。
水洗化人口	下水道の処理区域内において、下水道に接続している人口。
ストックマネジメント計画	膨大な下水道施設（ストック）の状況を把握・評価し、長期的に施設の状態を予測しながら点検・調査・修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するものである。
総合治水計画	市街地における浸水を防除するための計画。
総処理水量	下水道処理施設へ流入した汚水の総水量。
【た行】	
単独浄化槽	し尿のみ浄化処理する施設。汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流することとなるため、浄化槽法により平成13年4月1日から製造・販売が禁止され、設置することは原則不可となっている。
地方公営企業法	地方公共団体は一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理などの事業を行うために地方公共団体の経営する企業活動を「公営企業」という。これら公営企業が効率的に事業運営を行うために制定された法律のこと。下水道事業では、地方公営企業法の適用が求められており、適用すると会計方式等を変更する必要がある。焼津市下水道事業では平成31年度4月1日から適用している。
特例的収支	地方公営企業法適用初年度のみに発生する収支のこと。法適用前年度は法適用と同日をもって閉鎖するため、出納整理期間内に発生する収支については特例的収支として未収金及び未払金として処理する。
【な行】	
内部留保資金	減価償却費などの非現金支出に充てられる収入や収益的収支の利益（利益剰余金）のこと。これらは資本的収支の不足額に充てられる。
【は行】	
標準耐用年数	減価償却費を算定するにあたって、各資産に設定されている年数。
不明水	下水のうち有収汚水以外のものであり、地下水、直接侵入水などからなるもの。
分流式下水道等に要する経費	分流式下水道等に要する資本費の一部を一般会計で負担するための繰出し基準。
包括的民間委託	下水道施設の維持管理について、民間事業者がノウハウを活用し、効率的・効果的に運営できるよう複数業務や施設を包括的に委託すること。
【ま行】	
マスタープラン	人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来の町をどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。
面整備	下水道施設だけでなく、建築物や公園の整備等を一体的に実施すること。
目標耐用年数	改築の実績等をもとに施設管理者が設定する耐用年数。
【や行】	
有収水量	下水道で処理した汚水のうち、下水道使用料の徴収対象となる水量のこと。
【ら行】	
ライフサイクルコスト	ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理更新費用等を含めた生涯費用の総計。
利益剰余金	収益的収支から生じる剰余金のこと。内部留保資金として留保できる。
流域総合計画（流総計画）	公共用水域の水質環境基準を達成・維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するための計画。全体計画や事業計画の上位計画として位置づけられる。
【P行】	
PDCAサイクル	Plan（計画）,Do（実施）,Check（評価）,Action（見直し）を繰り返すこと。

【SDGsについて】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

焼津市公共下水道事業におきましても、持続可能で発展可能な事業経営を実現することが公営企業のあるべき姿として取り組んでいきたいと考えます。





焼津市公共下水道事業経営戦略

発行年月 令和3（2021）年3月
編集発行 焼津市環境部下水道課
TEL:054-624-8300
静岡県焼津市柵宜島 20-1